

岩手県文化芸術振興指針

(改訂版)

素案



～豊かさを感じ伝える國“いわて”～



文化芸術の振興を目指して

平成20年12月策定
(平成 年 月改訂)

岩 手 県
岩手県文化芸術振興審議会

パブリック・コメント及び地域説明会用
(※各使用画像は、製本イメージのため暫定的に使用したものです。)

【岩手県文化芸術振興指針改訂版目次】

I 岩手県文化芸術振興指針の趣旨等	P 1
1 指針改訂の趣旨等	
2 対象とする文化芸術の範囲	
3 指針の位置付け	
4 指針の目標設定期間	
5 文化芸術振興の基本理念と方策	
II 岩手の文化芸術の特徴と振興の視点	P 9
III 各分野の目指すべき姿と課題の解決	P12
1 芸術・芸能分野	
2 伝統文化分野	
3 生活文化分野	
4 景観	
IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向	
1 文化芸術の一層の振興を図るためのポイント	P24
2 主な施策方向	P28
(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	
(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備	
(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	
(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	
3 県民が一体となった文化芸術の振興	P36
V 5年後の姿と実施効果の評価	
1 5年後の姿	P42
2 実施効果の評価	P45
○ 岩手県文化芸術振興指針（改訂版）の骨子	P48
[資料編]	
資料1 岩手県文化芸術基本条例	P54
資料2 文化芸術振興に関する県民意識調査結果の概要	P59
資料3 県の施策に関する県民意識調査及び企業・事業所行動調査結果の概要	P71

I 岩手県文化芸術振興指針の趣旨等

県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成20年3月に岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第5号）を制定しました。

この条例制定を受けて、同年12月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めるため、岩手県文化芸術振興指針を新たに策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村等のみなさんととともに、様々な文化芸術施策に取り組んできたところです。

この指針は、これまでの取組や現状を踏まえ、本県文化芸術の一層の振興を図るため、改訂したものです。

1 指針改訂の趣旨等

(1) 指針策定の目的

平成20年3月、本県文化芸術振興の目的・理念を定め、指針策定の根拠となる岩手県文化芸術振興基本条例（●54ページ「資料1」参照）が制定されました。

この条例は、岩手の文化芸術の価値を広く認め合い、継承し、発展させていくことが人々や地域の結びつきを強め、尊い支え合いの社会の実現につながるという考えのもとに、文化芸術の一層の振興を目指して制定されたものです。

岩手の文化芸術は、長い歴史の中で脈々と息づきながら、豊かな自然風土と交流によって導かれ、受け継がれてきたものです。また、豊かな社会を築く大きな可能性と力を秘め、人々を惹きつける魅力や政治経済への影響力を持つ「ソフトパワー」でもあると捉えています。

今日、高度に情報化されたグローバル社会にあって、人々の価値観や生き方の多様化が進む中、本県が自立した地域として発展していくため、こうした岩手の文化や心を積極的に情報発信し、国内外にその評価を定着させていくことによって、岩手の文化的魅力や道義的信頼を高めていくことが必要です。

このような認識に立ち、岩手の文化芸術の持つ力や果たす役割を改めて見つめ直し、その振興を図っていくためのグランドデザインを示す方策として策定されたものが岩手県文化芸術振興指針です。



石川啄木の歌碑と岩手山 [盛岡市からの眺め]



岩手芸術祭より

(2) 指針改訂の経緯と趣旨

岩手県文化芸術振興指針は平成20年12月に策定されたものですが、指針に定める目標設定期間（平成21年からの5年間）が終了したことに伴い、当該目標設定期間の施策の検証を行い、これまでの社会経済情勢等の変化を踏まえたうえで、次の目標期間における本県文化芸術振興の施策方向を定めることが必要となります。

また、指針の改訂に係る基本的な考え方は、下記のとおりとなります。

ア 主な取組成果と課題を踏まえた改訂

過去5年間における県施策の実施効果の評価結果について、指針に定める4つの「施策方向」ごとに検証し、主な取組成果と課題を抽出しました。これらの成果・課題を改訂に反映させていくこととします。

① 施策方向(1)： 「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」関係

主な取組成果	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 本県文化芸術情報を集約したホームページの整備 → ホームページ「いわての文化情報大事典」の充実化○ 映像記録の保存環境及び県民閲覧機会の向上 → 民俗芸能DVDの作成、図書館等への配架による映像記録の保存と県民の閲覧機会の向上	<ul style="list-style-type: none">○ 情報発信手段（ツール）の拡充 → ホームページ「いわての文化情報大事典」の閲覧数減少 → 文化芸術団体用の情報発信掲示板の利用者減 → 現在の主な情報発信手段はホームページのみであること

② 施策方向(2)： 「文化芸術と県民との交流支援体制の整備」関係

主な取組成果	課題
<ul style="list-style-type: none">○ 文化芸術コーディネーターの設置による活動者・県民との交流支援体制の整備 → 県内4広域振興圏に配置完了○ 文化芸術の鑑賞者数の増加 → 復興支援イベント等の増加による鑑賞者数の増加○ 文化芸術団体と地域との交流活発化 → 震災以降、県内外から多くの団体による支援イベントの開催	<ul style="list-style-type: none">○ 文化芸術活動への参加者・活動団体数の伸び悩み → 過去5年のうち、市町村芸術文化協会の所属団体数・会員数が横ばいの状況

③ 施策方向(3)： 「豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援」関係

主な取組成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共的支援資金の活用の高まり → 文化振興基金の助成件数・金額の増加 ○ 若手芸術家の育成と県内外での活躍 → 音楽、舞踊、箏曲、合唱等の分野における若手芸術家・高校生の実績向上 ○ 民俗芸能団体のネットワーク形成 → 岩手県民俗芸能団体協議会の設立と加盟促進の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術活動への参加者・活動団体数の伸び悩み（再掲） ○ 公共的支援基金の支援ニーズの把握 → 文化振興基金の個々の事業では助成実績が少ないものも散見され、基金の情報が支援を必要とする者に必ずしも行き渡っていない可能性

④ 施策方向(4)： 「文化芸術の担い手を支援するネットワークの形成」関係

主な取組成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化芸術活動に対する支援量（金額・人数等）の増加 → 文化振興基金の助成件数・金額の増加（☛上記③）、青少年芸術普及事業等の活用増加 ○ 文化芸術施設相互の連絡調整強化 → 国のプラン活用による公共文化施設の各種連携事業の実施等 ○ 文化芸術支援を行う団体の増加 → 学術・文化・芸術等の振興を図る活動を行うNPO法人数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政、民間団体、文化芸術従事者等で組織する協力体制（文化芸術活動支援ネットワーク）の全県的な形成 → 文化芸術活動支援ネットワーク設置地域は県内2か所のみ状況 → 行政機関が参加する連絡調整組織は「盛岡広域文化芸術ネットワーク」の1つのみ、活動も本格的に行われていない状況 → 活動者・支援者間の情報共有及び協働の体制が未整備

イ 指針策定後に生じた社会経済情勢等の変化や県の施策等の反映

平成20年12月の指針策定以後に生じた社会経済情勢等の変化や県の新たな施策・動きなどを、適切に反映させていくこととします。

① 東日本大震災津波（平成23年3月）の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波は、多くの尊い人命と財産が失われ、被災された方々を始め、多くの人々が悲嘆にくれました。特に沿岸部においては文化施設、文化財、楽器・用具等を始めとした文化芸術資源が被災し、復旧に長い時間を要するものや、中には滅失するものもあるなど、岩手の文化芸術活動に大きな支障を来しました。

一方では、震災後において、県内各地で芸術家による復興祈念公演等が開催され、

郷土芸能等の再開の動きやNPO・各種団体等の若者・女性の活躍が見られるなど、復興に向けた動きの中、文化芸術が人々に安らぎと勇気を与え、地域の絆を強め、明日への希望を与えてくれるものであり、復興への歩みを進める方々への支援につながることで再認識されました。

② 平泉の世界文化遺産登録（平成23年6月）の効果

平成23年6月、フランスのパリで開催された第35回世界遺産委員会において、平泉の文化遺産が世界遺産リストに記載（世界遺産登録）することが決定しました。



「平泉の世界遺産」の構成資産のひとつ、毛越寺庭園【平泉町】

このことは、東日本大震災津波の被災地である本県に大きな希望と誇りを与えるとともに、岩手県の文化財、観光資源等に対する国内外からの注目度向上に寄与することとなりました。

また、平泉の文化遺産の普遍的価値・理念の国内外への発信が多様に展開されるとともに、カエル戯画のキャラクター化、平泉世界遺産の日条例制定（平成26年3月）など、地域の文化財等を理解し、守り・伝える動きの高まりも見られました。

③ NHKドラマ「あまちゃん」の放送（平成25年）とその情報発信力

本県の久慈地域が主なロケ地となったNHKドラマ「あまちゃん」の放送により、本県の風土、伝統・生活文化（方言・衣食住・生活様式等）が全国に紹介されるとともに、多くの方々が来県されました。このことにより、文化資源を活用した地域づくりの大切さを改めて認識する機会となったところであり、その効果を持続させていく必要があります。



「あまちゃん」放送後、多くの人々が久慈地域を訪れ、生活文化に触れました。（写真：北限の海女素潜り実演後、観光客にウニ試食を振る舞う「北限の海女」）【久慈市】

④ 国際リニアコライダーの実現

国際リニアコライダー（ILC：International Linear Collider）は、地下約100m、全長31kmから50kmの地下トンネルに建設される世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核とした、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることにより、震災からの真の復興につなげようと、現在、実現に向けた取組が活発化しています。

日本の研究者で組織するILC立地評価会議は、平成25年8月に国内候補地を北上サイトに一本化しており、日本への誘致が実現すれば、国内外からの研究者

などによる交流人口の飛躍的な拡大が見込まれ、岩手の文化芸術の普及・紹介の機会の増加や文化芸術を通じた交流の更なる発展などが期待されるところです。

(ILC イメージ写真挿入予定)

(キャプション)

ウ 岩手県文化芸術振興審議会と県民意見の反映

岩手県文化芸術振興審議会からの意見・助言や市町村・文化芸術団体との意見交換、パブリック・コメントなどの県民意見を踏まえながら、多くの方々の意見をより実効性のある形で反映します。



2 対象とする文化芸術の範囲

以下、【第〇条】は対応する条例の条番号です。

文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能・道徳・宗教・政治・経済といったものも含む意味でも用いられることがあり、非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、条例によって次のとおりとしています【第6条～第8条】。

また、地域の歴史的な景観や文化的な景観も対象としています【第18条】。

指針が対象とする文化芸術

【芸術・芸能分野】 【第6条】

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

【伝統文化分野】 【第7条】

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

【生活文化分野】 【第8条】

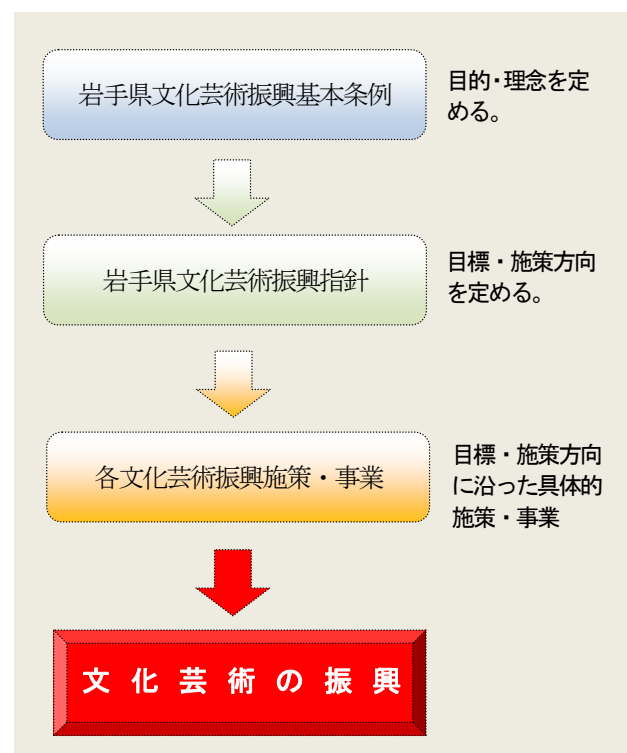
茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

3 指針の位置付け

文化芸術振興施策の総合的・効果的な推進を図るため、県は条例により指針を定めることとされています。指針には、総合的・長期的な目標や施策の方向について記述することとなっています。

従って、条例で定めた目的を目指し、県が行う取組の方向を定めるものです。原則として、指針期間中の文化芸術関係の事業は全てこの指針で定めた方向性に基づき行われることとなります【第5条】。

なお、条例において、県は施策推進に「必要な財政措置を講ずるよう努める」こととされています【第20条】。



4 指針の目標設定期間

指針の目標設定期間を5年としています。これは現代の社会経済情勢が目まぐるしく変化している中で、これらの変化に応じた文化芸術振興が展開できるようにしたものです。

確かに、文化芸術の振興は息の長い取組が必要です。指針においては、目指すべき理想の状態を設定し、この理想状態と現在の状態を照らし合わせ、5年後にはどの程度まで理想状態に近づけるかという視点で、5年後の目標を設定しています。

5年後に、その目標の達成度合いを検証し、さらにその時点の社会経済情勢を踏まえた上で、次の目標を定めていくといった手法を取ることとしています。

また、各年度の成果については、毎年、岩手県文化芸術振興審議会において審議し、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時目標の見直し等も検討していくこととしています。

5 文化芸術振興の基本理念と方策

条例では、文化芸術の振興を図るときに、その考え方の基盤とすべき基本理念として次の6つを掲げています〔第2条〕。

県民一人ひとりの自主性・創造性の尊重

県民が等しく鑑賞・参加・創造できる環境の整備

県民の共通財産としての将来への継承

文化芸術による県内外の地域間交流の推進

県民、民間団体等、市町村、県の役割理解と協働

文化芸術活動者や県民の意見の反映

また、今後の文化芸術の振興策を考えるに当たっては、岩手の置かれている空間的特徴（日本の食糧基地、自然の豊かさ、北東北の玄関としての位置等）と、これまで岩手で長く培われてきた伝統や岩手を取巻く社会経済情勢の変化等の時代的特徴を踏まえることが必要です。

北東北の玄関 自然公園の多さ
日本の食糧基地 自然集落
伝統芸能の多さ 多様な地域性
都市と自然の近在 伝統的地場産業 ……

空間的特徴

地域間交通の改善 文化的遺産の継承 情報交流と格差 …

近所付合いの低下 一次産業従事者の減少 全国所得との乖離
進行する高齢化・少子化と人口減少 外国人観光客の急増
高まる健康安全志向 海外市場への参入 …

時代的特徴

一方、条例においては、文化芸術振興の基本的な方策として、次の4つの事項に努めるよう規定しています。

文化芸術の認識・創造の推進

[第9条～第12条]

地域の文化芸術の認識の促進

文化芸術への理解の促進

文化芸術の総合的把握と記録

文化財等の保存と活用

創造活動に対する支援等

文化芸術の発信等

[第13条]

情報の効果的発信

成果発表機会の充実

交流の機会の充実

文化芸術の基盤整備

[第14条～第17条]

文化芸術活動を担う人材育成

文化芸術活動への支援の充実

関係者の連携強化

文化施設の利便性の向上と充実

地域の歴史的・文化的な景観の保全・活用

[第18条]

この6つの基本理念と4つの基本方策を基盤として、本指針は、岩手の文化芸術のあるべき姿を描き、それを現在の岩手の置かれている社会経済情勢や地理的環境を加味しながら現状と照らし合わせ、5年後に目指す姿を掲げ、その実現方向を示しています。

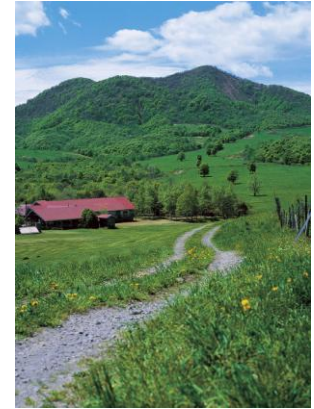
Ⅱ 岩手の文化芸術の特徴と振興の視点

岩手の文化芸術の基本的な特徴と振興の視点については、条例の前文に掲げられています。この前文では次のように述べています。

「 」は前文からの引用です。

1 文化芸術の力

文化芸術一般について「人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる」ものとしており、文化芸術が持つ大きな力に着目しています。



七時雨山 [八幡平市]

2 豊かな自然にはぐくまれた岩手の文化芸術

その上で、「ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた」ものと理解し、豊かな自然とともにある岩手の暮らしが、今日の文化芸術の基盤となっていることをうたっています。

さらに、「こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸術に脈々と受け継がれている」と理解しています。



三王岩 [宮古市]



宮沢賢治銅像と羅須地人協会
[花巻市]

3 尊い支え合いの文化の伝承

このように、「自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われてきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティ（集落、地域共同体など）」を県内各地に形成していきました。



千葉家の曲り家 [遠野市]

近年、さまざまな社会問題や環境問題が発生しており、「自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆の大切さが強く意識されている今日においてこそ」、自然や人々と支え合いながら受け継がれてきた岩手の文化芸術の持つ素晴らしい価値と力を改めて見詰め直し、これを次の世代に伝えることが重要であるとしています。



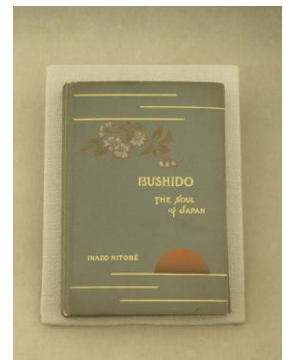
橋野高炉跡【釜石市】

さらには、県内外の人々との交流を通じて岩手の文化芸術の素晴らしさを発信するとともに、ほかの地域の文化芸術とのふれあいにより更に素晴らしいものにしていくことが「心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つ」と考えています。

4 進取の精神による新たな文化芸術の振興

また、「岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稲造をはじめ多くの優れた人材を輩出して」きています。

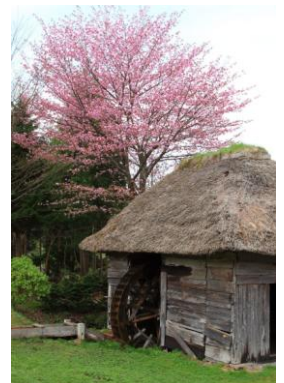
「これら先人たちの進取の魂（自ら進んでチャレンジする精神）を受け継ぎ」、多くの人々との交流を通じて、「多様な文化芸術を新たに創造していかねばならない」としています。



新渡戸稲造の著書「武士道」の初版本【盛岡先人記念館】

5 豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の実現

岩手県文化芸術振興基本条例は、このような特徴と力を持つ豊かな岩手の文化芸術の価値を、県民のみなさんで広く理解し合い、これまで培われてきている文化芸術の一層の振興を図るとともに、新たな文化芸術を創造し、次の世代に伝えていくことによって、「県民一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成」を目指そうとするものです。



山口の水車【遠野市】



岩手県立美術館（萬鐵五郎展示室）



大槌町町方遺跡発掘体験

まとめ

以上のように、条例でいう岩手の文化芸術の特徴と振興の視点を整理すると次のようになります。

この指針は、「尊い支え合い」という素晴らしい特徴を持つ岩手の文化芸術を、これらの視点から更に振興し、「豊かな文化芸術とともに生きる地域社会」を形成するため、県民がより一層岩手の文化芸術の豊かさを感じ、他の人々や次の世代に伝えていく、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」の実現を目指し、今後5年間で重点的に取り組むべき方向を示そうとするものです。



Ⅲ 各分野の目指すべき姿と課題の解決

ここでは、条例が分類している3つの文化芸術分野と景観分野の現状とそれぞれが抱える課題の解決に何が必要であるかと考えるかを述べています。

現状の把握等に当たっては、各種文化関係調査や県民意識調査の結果などの統計データのほか、平成21年からの5年間の目標設定期間における県施策等の検証結果、社会経済情勢等の変化、岩手県文化芸術振興審議会での委員意見、更には、平成26年度に行った芸術文化団体や市町村行政担当者との意見交換会、地域説明会で県民の皆様から寄せられた御意見等を参考としています。

これらのデータ、御意見を踏まえ、岩手の文化芸術の現状、課題及び特徴から目指すべき姿（理想）を明らかにし、今後5年間でどこまで理想に近づけるかを、考えられる具体の方策とともに検討したものです。

1 芸術・芸能分野

振興のキーワード＝「感じる」と「支える」

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

(1) 主な現状と課題

芸術・芸能分野における主な現状と課題は次のとおりです。

この分野の一層の振興を図るためには、特にも、県民の方々をはじめ、県外の方々も本県の芸術・芸能の素晴らしさを「感じる」と、地域の文化・芸術活動を地域全体で「支える」ことが大切であると考えます。

ア 公演や活動についての情報が少ない・見つけにくい

各地域において開催されている公演や活動している（参加できる）団体・サークルなどにどのようなものがあるのか分からない、見つけにくいといった場合があります。また、鑑賞に当たっては、作品の内容や見どころがわからなく、その良さを十分に理解することが難しいといった場合もあります。

イ 文化芸術と県民をつなぐ力が弱い、鑑賞の機会が少ない

優れた文化芸術に触れる機会が十分に確保されていない場合があります。また、優れた文化芸術に触れようとしても、そのような機会を提供できる人や団体とのつながりを作る方法が見つけられず鑑賞や活動に至らない場合があるほか、地理的条件による制約もあります。

ウ 活動や発表が十分にできない、どのように活動していいかわからない

予算や場所の関係で活動場所や資材等の確保が困難な場合があります。また、文化芸術の発表の場が少ない、公演・発表等を行う際の企画を立て方、進め方などがわからないといった声も聞かれます。

エ 次代の担い手の育成が十分でない

文化芸術の担い手を育成するためには、幼少期から優れた文化芸術に触れ感動する機会を十分与えるとともに、若い世代を中心とした育成が必要ですが、学年・年齢が上がるにつれ、文化芸術に触れる・活動する機会が少なくなる、県内の指導者が少ない（少なくなっている）といった状況などから、岩手の文化芸術を支える担い手が十分に育っていません。

また、次代の文化芸術の担い手・若者等が多く鑑賞・参加する芸能・芸術分野の発表の場や機会がまだまだ少ない場合があります。

オ 文化芸術団体における活動者数が減少している

文化芸術団体においては、特に20代から50代の活動者が少なくなっているところや、会員の高齢化が進んでいるところもあり、活動に支障が出ている又は活動を休止せざるを得ない文化芸術団体が出てきています。

カ 文化芸術による地域振興体制づくりが未整備である

文化芸術を核とした地域振興を図ろうとしても、活動者・支援者・地域・行政・文化施設等の各主体が一体となった取組体制が全県的に未整備の状況です。各広域内だけでなく、各市町村内においても、文化芸術に関する団体・活動者などの話合いの場が少ない、といったこともあります。

キ 東日本大震災津波の発生により芸術・芸能活動への支障を来している

沿岸部においては、津波による文化施設の損壊、道具等の流失等により、活動に支障を来している地域もあります。また、地域によっては、生活・産業等の復旧が先であり、文化芸術の復旧や活動を考えるまでの余裕がない、といったところもあります。

(2) 目指すべき理想の姿

さまざま寄せられた現状や課題、岩手の文化芸術の特徴等を踏まえ、芸術・芸能分野で目指すべき理想の姿を次のとおりとします。

県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手ことができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始められる環境にある。

県民が優れた・数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、さまざまな希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介・橋渡し・アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。

幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・ジャンル）が数多く設けられている。

芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。

芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者・県民・行政・文化施設等が一体となった取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が地域活性化の成果を上げている。

沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化が見られ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。



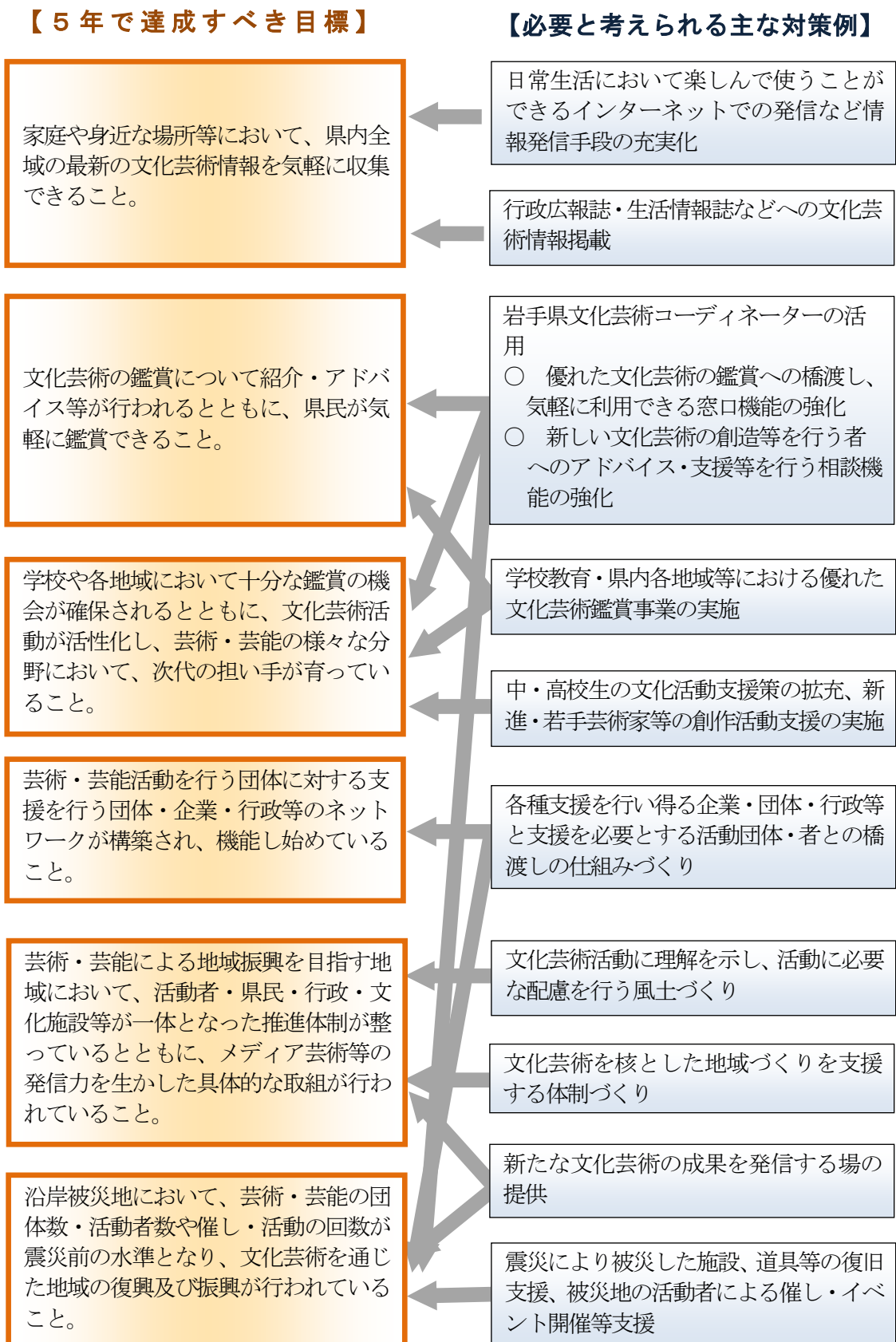
全国高等学校総合文化祭より



岩手県立美術館

(3) 5年で達成すべき目標とその対策

目指すべき姿を念頭に、必要と考えられる実施可能な対策例を考え合わせ、今後5年で達成すべき目標を次のとおり設定します。



文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

(1) 主な現状と課題

伝統文化分野における主な現状と課題は次のとおりです。

この分野の一層の振興を図るためには、特にも、自分の地域の素晴らしい伝統文化への興味が薄い方々や地域の若者・子どもたちに「伝える」ことと、地域の方々が積極的に伝統文化の保存継承活動に「参加する」風土を培うことが大切であると考えます。

ア 地域の伝統文化とその内容・魅力への理解・関心が不足している

平成23年の平泉の世界文化遺産登録を契機として、本県の伝統文化に対する国内外からの注目度が増し、地域の伝統文化を見直す・普及させる動きがある一方、住んでいる地域の伝統文化やその内容・魅力への理解・関心が低い傾向も見られます。

小中学校等では地域の歴史・文化の理解を深める教育も行われていますが、県民の手により地域の宝として保護していく機運が十分に醸成されていない状況も伺えます。

イ 伝統文化を継承する地域の力が弱まっている

地域によっては、伝統文化への認識や理解が進まない、人々の関心や興味が多様化してきているなどの理由により、保存継承活動に参加する人が減っている地域があります。この結果、伝統文化を支える地域の力が弱まっているところもあります。

ウ 活動費用が十分とはいえない

伝統文化では多くの用具を使うものもあり、維持や更新に係る費用が必要となります。また、遠征公演などを行う際に、多額の経費を必要とする場合もあります。地域からの支援を受けられず、会員の減少によって自己資金が減少している団体もあり、活動に支障を来しているところもあります。

エ 民俗芸能の指導者や活動者の高齢化と参加者数の減少が進み、伝承に支障を来している

指導者が高齢化していく中、その技術・作法等を受け継ぐ世代の活動者が少ないなどの理由により、地域固有の民俗芸能の指導者が育っておらず、このままでは絶える恐れがあるものがあります。

また、小・中学校生の活動への参加はある程度図られているものの、その後進学や就職による仕事の都合及び他地域への転居などのため、なかなか参加できない場

合があり、依然として後継者不足が指摘されています。

オ 伝承活動や発表の機会が少なくなっている

民俗芸能は門打ち、結婚式、歳祝い、奉納等の折々の生活場面で演じられてきましたが、生活様式の変化、人口の減少、後継者不足等の問題から、その場が失われつつあります。

カ 個々の民俗芸能に関する映像的な記録が活用されていない

無形の文化財については、映像等による記録保存が重要ですが、未だ保存されていない民俗芸能があるほか、保存されている場合でも有効に使われていない場合があります。

キ 東日本大震災津波の発生により活動や伝承への支障を来している

沿岸部においては、津波により練習施設や用具が損傷、流失するなど、活動に支障を来している状況や長期避難・移転等に伴う地域コミュニティの衰退により、活動を休止している民俗芸能団体も見られます。

(2) 目指すべき理想の姿

さまざま寄せられた現状や課題、岩手の文化芸術の特徴等を踏まえ、伝統文化分野で目指すべき理想の姿を次のとおりとします。

県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動等の伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。

地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮が行なわれ、十分な活動が行なわれている。

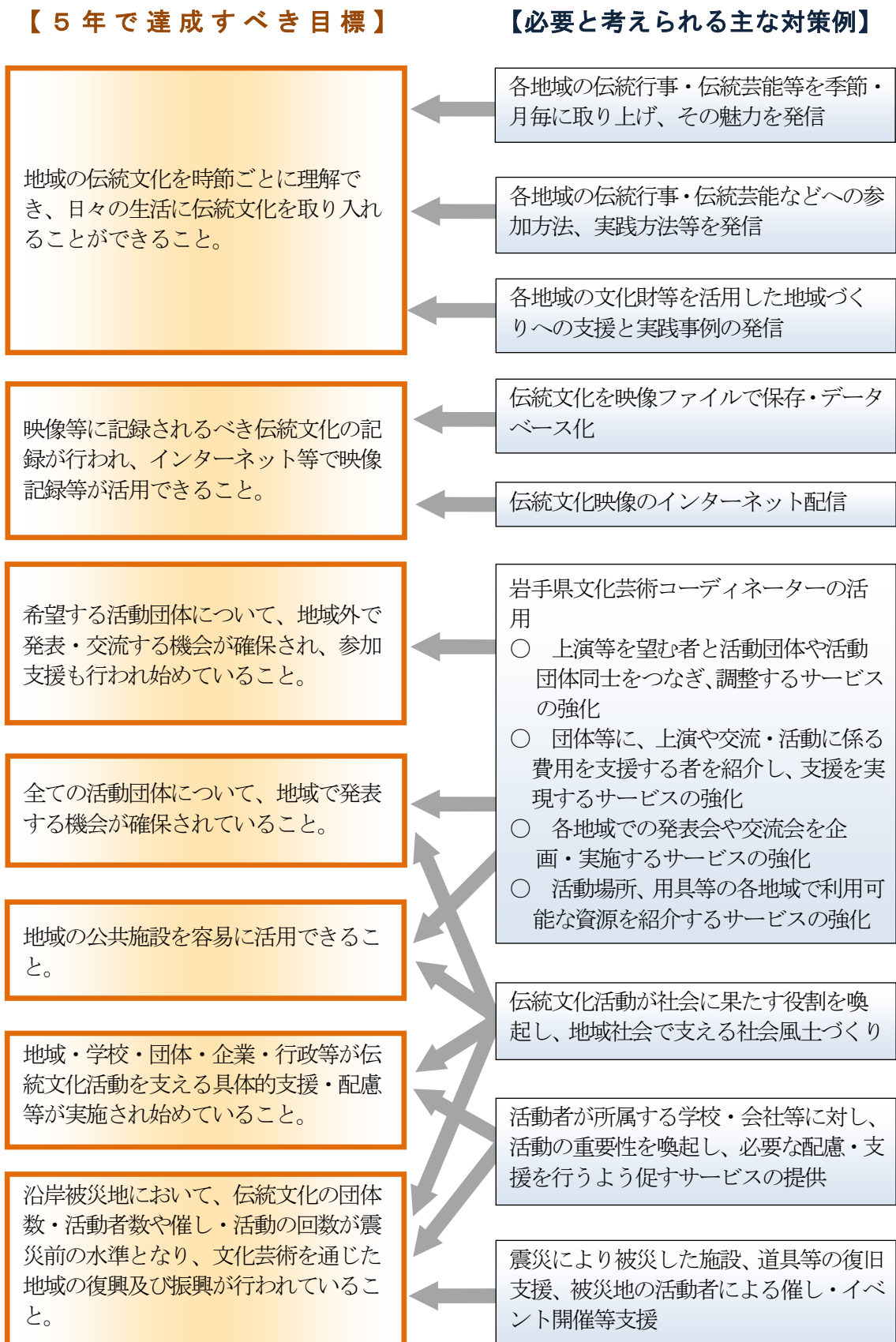
活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。

全ての無形文化財の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。

沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開が見られ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(3) 5年で達成すべき目標とその対策

目指すべき姿を念頭に、必要と考えられる実施可能な対策例を考え合わせ、今後5年で達成すべき目標を次のとおり設定します。



茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

(1) 主な現状と課題

生活文化分野における主な現状と課題は次のとおりです。

この分野の一層の振興を図るためには、特に、県民の暮らしの基礎をなし、地域に根付き、育まれてきたさまざまな生活文化を「尊ぶ」意識の醸成と、日常の生活の中で「続け」ていく風土づくりが大切であると考えます。



餅料理 [一関市]

ア 地域の生活文化に対する関心・意識が薄れつつある

平成25年にNHKドラマ「あまちゃん」が放送され、本県の生活文化が紹介されるとともに、方言や郷土料理などの地域の生活文化が見直される一方、ライフスタイル・サイクルの変化等により、自然環境等に比較して、地域の文化・伝統・言葉・風習・食生活等に関する尊重・保存の意識が低い傾向にあります。

イ 日常で生活文化を伝える場面や参加者が減少しつつある

核家族化の進行、生活様式の多様化などにより、日々の生活の場面において、地域の生活文化を伝えられる場面が減少している一方、地域活動への参加が低調な地域もあり、地域の文化を伝える日常の機会そのものが減少してきています。

また、団体として活動している生活文化（茶道・華道など）においても、近年においては参加者数の減少が見られるという意見もあります。

ウ 生活文化の保存が十分になされていない

生活文化の性質上、文化として抽出することが難しい場合もあり、記録・保存等の措置が十分でない場合があります。また、地域特有のさまざまな生活用具が一般品に代替され、少なくなっているものもあります。

エ 地域の生活文化を体験できる機会が少ない

一部においてはグリーンツーリズムや体験施設などにより、地域の生活を体験できる場面もありますが、自分の地域の生活文化を総体的に体験できる機会は多くありません。また、生活文化の種類によっては、伝承できる人材が明らかでない場合もあります。

オ 活動の場や交流・情報交換等の機会の確保が難しい

県民意識調査の結果や意見交換会において、活動場所や日頃の成果を発表する場を確保することが難しい、という意見が聞かれます。

また、一部において、生活文化に関するさまざまなサークル活動等が行われていますが、他の地域やサークルと交流する機会が少なく、他との比較やコミュニケーションにより、各地域の特色を再認識できるチャンスが少ない場合があります。

カ 東日本大震災津波の発生により伝承への支障を来している

沿岸部では、東日本大震災津波の発生により、住民の長期避難や住居移転によって既存の地域コミュニティが衰退し、長年にわたって培われてきた生活文化の継承が難しくなっている地域もあります。

(2) 目指すべき理想の姿

さまざま寄せられた現状や課題、岩手の文化芸術の特徴等を踏まえ、生活文化分野で目指すべき理想の姿を次のとおりとします。

各地域の住民が、その地域の文化・伝統・言葉・風習・食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。

各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において擬似体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。

各地域の生活文化の特徴が整理・紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。

活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、各地域や広域において、生活文化に関する発表会・交流会等が開催され、相互の情報交換等によりその活動が活性化できる場となっている。

沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。



野田塩ベコの道【野田村】

(3) 5年で達成すべき目標とその対策

目指すべき姿を念頭に、必要と考えられる実施可能な対策例を考え合わせ、今後5年で達成すべき目標を次のとおり設定します。

【5年で達成すべき目標】

各地域特有の衣食住等にかかる生活様式の記録を整備し、インターネットや身近な場所等で活用できること。

各地域の生活文化の主なものについて、インターネット等による対外発信を行なっていること。

希望する活動団体について、地域内外で発表・交流する機会が確保され、参加支援も行われ始めていること。

地域の生活文化にかかるサークル活動等が整理・発信され、参加できる状態にあること。

沿岸被災地において、地域の生活文化が再興・継承され、文化芸術を通じた地域振興が行われていること。

【必要と考えられる主な対策例】

各地域特有の生活文化の実践方法（作り方、作法等）の整理、記録

地域特有の生活文化の実践手法のインターネット配信、行政広報誌・生活情報誌などへの文化芸術情報掲載

岩手県文化芸術コーディネーターの活用

- 生活文化の発表等を望む者と活動団体・者をつなぎ、調整するサービスの強化
- 団体等に、発表・紹介・活動に係る費用を支援する者を紹介し、支援を実現するサービスの強化
- 各地域での発表会や交流会を企画・実施するサービスの強化

各地域の生活文化サークル活動等への参加方法の発信

生活文化を指導、伝承することのできる人材の活用等



東山和紙・紙すき体験
[一関市]



収穫の頃
[岩手町]



浄法寺塗り
[二戸市]

地域の歴史的又は文化的な景観

(1) 主な現状と課題

景観に関する主な現状と課題は次のとおりです。

景観の一層の保全・活用を図るためには、特に、県民の方々がその景観の素晴らしさを「分かり合う」ことと、自らその景観を「守る」という風土を産み出すことが大切であると考えます。



まちな日通り [一戸町]

ア 住民の活動への参加と地域の景観の価値の共有化が進んでいない

県民意識調査では、景観の保全・活用等に関する活動について、参加（体験）の機会や活動に関する情報が少ない・見つけにくいといった意見が挙げられています。

また、各地域における景観について、地域住民の間でその価値の認識と共有化が進んでいない場合があり、積極的な保存・活用に至っていない場合もあります。

イ 経費や制限が保存の支障となっている

景観の保全には、多額の費用と使用方法等の制限が必要な場合があり、これが支障となって、保存が進んでいない場合もあります。

ウ 景観と文化の関わりが整理されていない

景観がそれぞれの地域の文化、自然、歴史、生活などと密接に関連しているにも関わらず、そのかかわりが十分整理・発信されておらず、文化全体の復興施策や活動とつながっていない場合があります。

エ 復興のまちづくりにおいて、景観への配慮に対する余裕が少ない

東日本大震災津波により、沿岸部の市街地や集落の良好な景観の多くが破壊されてしまいました。復興まちづくりの現場では、生活再建や生業（なりわい）の再生などが最優先の課題とされる中で、景観への配慮に対する余裕が少ないというのが実情となっています。

(2) 目指すべき理想の姿

さまざま寄せられた現状や課題、岩手の文化芸術の特徴等を踏まえ、景観で目指すべき理想の姿を次のとおり定めました。

各地域の住民が、景観の保全・活用等に関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民をはじめとして広く認識されている。

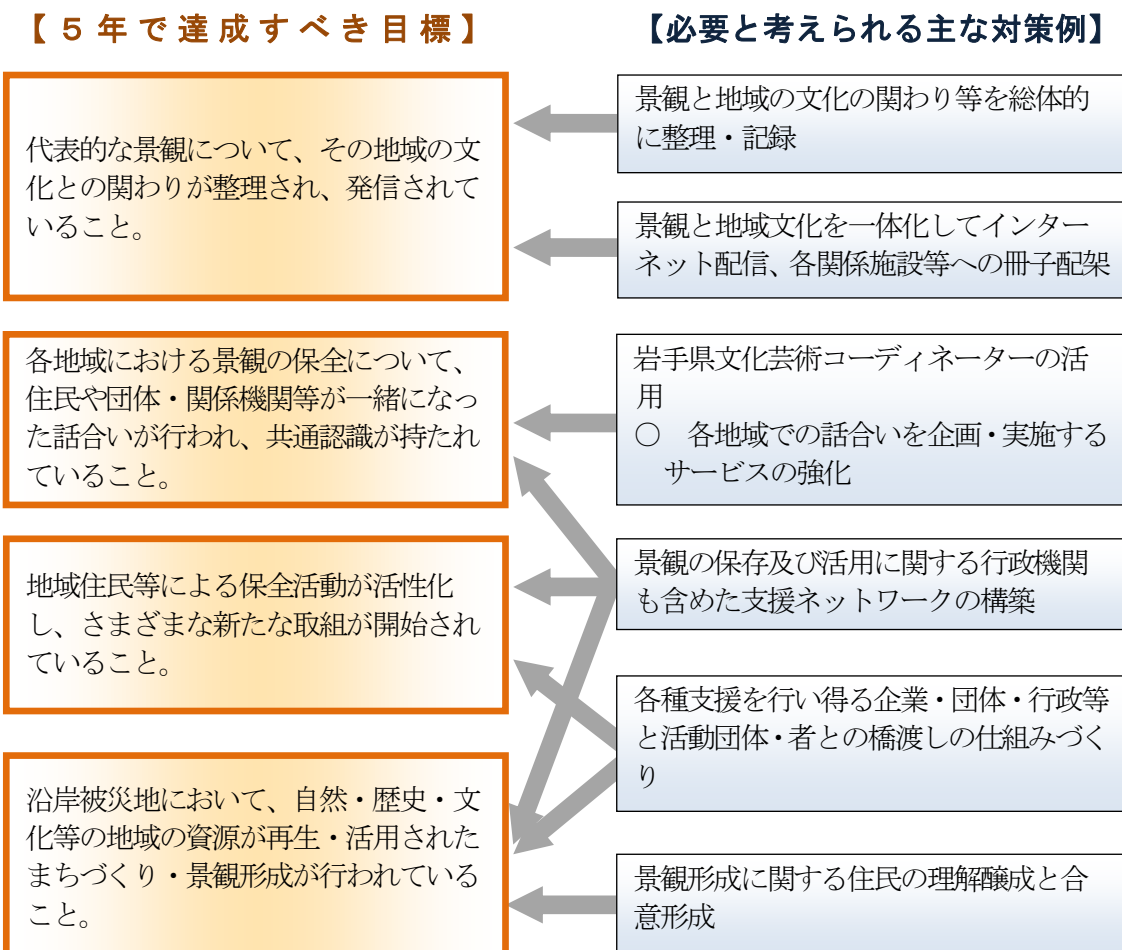
景観と地域の文化の関わりが整理・発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。

保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。

沿岸被災地において、地域の自然・歴史・文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。

(3) 5年で達成すべき目標とその対策

目指すべき姿を念頭に、必要と考えられる実施可能な対策例を考え合わせ、今後5年で達成すべき目標を次のとおり設定します。



IV 文化芸術の振興に向けての主な施策方向

前章では、文化芸術の各分野の課題とその解決に向けた対策例を述べました。

もとより、現在生じている各課題に個別に対応していくことも重要ですが、各分野にまたがるような課題、似たような課題が多くみられます。

県民のみなさんが、平泉の文化遺産をはじめとした文化財やそれらに込められた理念などの岩手の豊かな文化芸術の価値について理解を深め、他の人々や次の世代に伝え、更に発展・充実させていく「文化芸術とともに生きる地域社会」を形成するためには、各分野が抱える個々の課題に個別に対応していくのではなく、各分野で発生している課題の共通する事項を捉えた上で、それに対処する施策の方向を定め、これに基づいた一貫した考え方の下、各対策が連動し合い、より大きな成果を生むようにすることが重要であると考えます。

従って、この章では、前章の目指すべき姿、現状、対策例を踏まえ、今後実施されるべき各種対策の基本となるべき主な施策方向を定めています。

1 文化芸術の一層の振興を図るためのポイント

前章で述べた各分野の課題や主な対策例を、その共通性、関連性で捉え直してみると、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現していくためには、「文化芸術を知ってもらうための情報発信の一層の充実」、「優れた文化芸術に直接触れ、新たに取り組む機会の創出」、「文化芸術による豊かさの涵養と公共的支援の一層の充実」及び「社会全体で文化芸術を支援する人的ネットワークの形成」の4つをポイントとして捉えることができます。

この4つのポイントを整理すると次のとおりとなります。

(1) 県内外の方々への文化芸術の魅力の効果的な発信

このポイントは、県民の方々日々の生活の中で、県内やそれぞれの地域の文化芸術の魅力を感じることができる機会を確保しようとするだけでなく、海外を含む県内外の方々に対して本県の文化芸術情報発信を行い、その内容と魅力を理解していただくこととしてまとめることができます。

もとより、直接、文化芸術に触れることが大切であることはもちろんですが、それを補うものとして、普段の生活の中で文化芸術の一端に触れる機会や本県の文化芸術を知っていただく機会を作り出すことも必要と考えます。

このポイントで大切なのは、本県の文化芸術を多くの方々に紹介する機会を作り出すとともに、その良さ・素晴らしさを理解し、見直していただくこと、また、様々な交流を生み出し地域振興に役立てていくことであると考えます。

- 芸術・芸能分野** 「感じる」・「支える」
 - 楽しんで使うことのできるインターネットでの発信・行政広報誌などへの文化芸術情報掲載 など
- 伝統文化分野** 「伝える」・「参加する」
 - 季節毎の魅力の発信
 - 参加実践方法の発信
 - 映像データファイル保存
 - 地域情報の発信 など
- 生活文化分野** 「尊ぶ」・「続ける」
 - 実践方法の発信
 - 参加方法の発信 など
- 景観** 「分かり合う」・「守る」
 - 景観と地域文化の総合的な発信 など

主な施策方向(1)

日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

(2) 県民が優れた文化芸術に直接触れ、新たに取り組む機会の創出

このポイントは、県民の方々が優れた文化芸術に直接触れる機会を創り出し、その素晴らしさに感動していただくことと、その感動の下、新たに活動しようとしている方等を支援していくこととしてまとめることができます。

また、新たな活動を始めようとする活動者や地域おこしのために文化芸術資源を活用しようとする方々を支援することも必要と考えます。

このポイントで大切なのは、鑑賞しようとする方や活動しようとする方々に対して、深い文化芸術の知識や経験をもとに適切な助言や支援を行うことによって、鑑賞する側と活動する側双方のニーズをマッチングさせ、地域の文化芸術がさらに発展していくことだと考えます。

- 芸術・芸能分野** 「感じる」・「支える」
 - 鑑賞への橋渡し窓口
 - 新たな創造への相談体制強化 など
- 伝統文化分野** 「伝える」・「参加する」
 - 上演会等の調整サービス
 - 交流会などの企画実施サービス など
- 生活文化分野** 「尊ぶ」・「続ける」
 - 発表などの調整サービス
 - 交流会などの企画実施サービス な
- 景観** 「分かり合う」・「守る」
 - 共通認識のための話し合いなどの設定実施サービス など

主な施策方向(2)

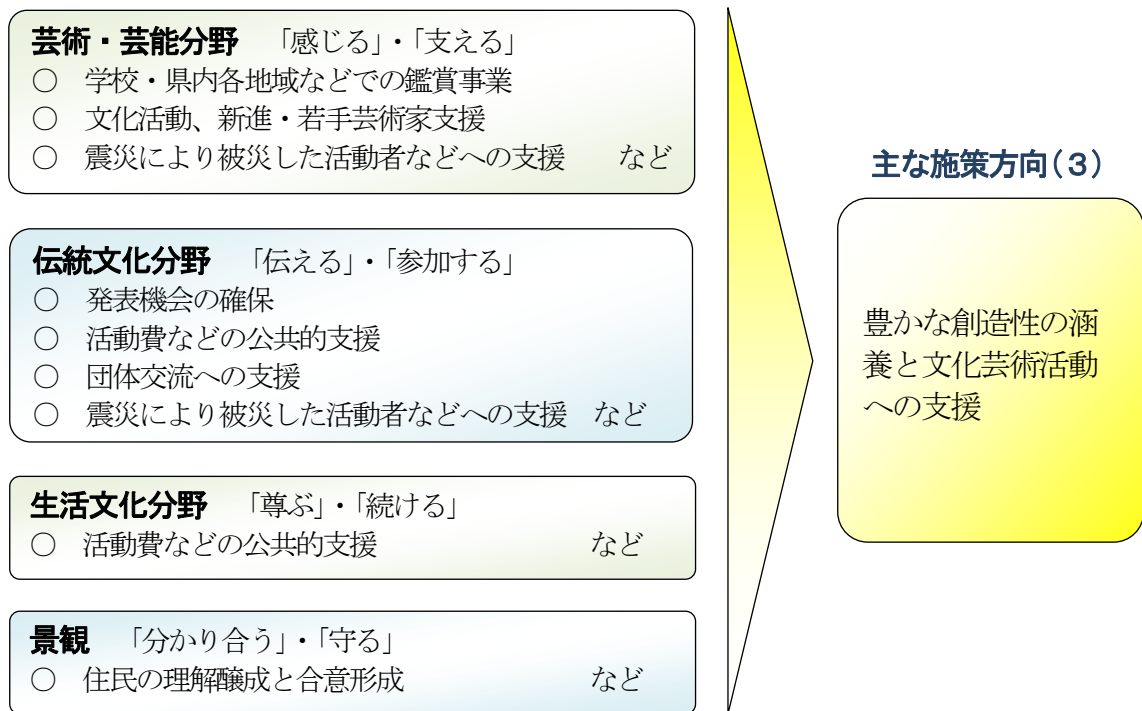
文化芸術と県民との交流支援体制の整備

(3) 各段階における文化芸術による豊かさの涵養と公共的支援

このポイントは、文化芸術のもつ人づくりの力に着目して、幼少期から各段階に応じた鑑賞機会の確保と活動への公共的支援を行うことによって、県民の方々が感動や生きる喜びにあふれた豊かな生活を送れるよう支援していくこととしてまとめることができます。

特に、文化芸術の振興に果たす若い年代における学校の役割の大きさに十分に考慮するとともに、社会人になっても活動を続けていくことができるよう、各段階における適切な公共的支援策を講じる必要があると考えます。

このポイントで大切なのは、地理的な条件によって鑑賞等の不利益を受けることがないよう、また、全ての県民がその望む文化芸術活動を行い得るよう基礎的な環境を整備することによって、文化芸術を理解し、楽しみ、そして参加していく人材を育てていくことだと考えます。



(4) 社会全体で文化芸術活動を支援する人的ネットワークの形成

このポイントは、社会全体が地域の文化芸術活動を支えていく体制を作り出し、地域の宝として、地域の文化芸術を守り育てていく体制を作り出していくこととしてまとめることができます。

もとより、文化芸術活動は県民一人ひとりの自主性・創造性が基盤ですが、文化芸術の地域社会における価値や力を考えるとき、活動者や鑑賞者のみならず、地域の全ての力を結集して文化芸術を支援していくことが重要であると考えます。

このポイントでは、文化芸術活動団体や地域の各種団体、企業、行政機関等をつなぐ機能を担う者（キーパーソン）の育成・確保と、その者が十分に活動できるような体制・

システムづくりによって、文化芸術を支える団体や人々が連携・協働し、大きな効果を生み出せるようにすることが大切であると考えます。

芸術・芸能分野 「感じる」・「支える」

- 支援橋渡しをする仕組みづくり
- 活動支援の風土づくり など

伝統文化分野 「伝える」・「参加する」

- 支援の橋渡しをする仕組みづくり
- 社会風土づくり など

生活文化分野 「尊ぶ」・「続ける」

- 支援の橋渡しをする仕組みづくり など

景観 「分かり合う」・「守る」

- 保全活動へ支援の橋渡しをする仕組みづくり
- 住民の理解醸成と合意形成 など

主な施策方向(4)

文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成



徳丹城跡 [矢巾町]



早池峰神楽 [花巻市]

2 主な施策方向

ここでは、岩手の文化芸術を更に振興し「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現するために、前節で述べた4つのポイントを基に、条例で定めることとしている主な施策方向の内容をまとめています。

これらの方向性を基に、県民、団体、企業、関係機関・施設、行政機関などが一体となって岩手の文化芸術振興の取組を進めていくことが重要と考えます。

(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

ア 趣 旨

平泉の世界文化遺産登録（平成23年）やテレビドラマ「あまちゃん」の放送（平成25年）による影響や効果を鑑みた場合、文化芸術を振興するためには、海外を含めた県内外に向けて文化芸術の魅力を伝えることが改めて重要であると考えます。もちろん、優れた公演や作品・文化財等を直接鑑賞していただくことが大切ですが、多くの優れた作品・文化財等を鑑賞していただくには難しい面もあり、また、鑑賞する契機となる施策の充実も必要と考えます。

また、伝統文化の分野等では、さまざまな課題から広く知っていただく機会に恵まれていない例があるとともに、震災による記録の消失などの経験からも、優れた技能を記録する必要性も訴えられています。

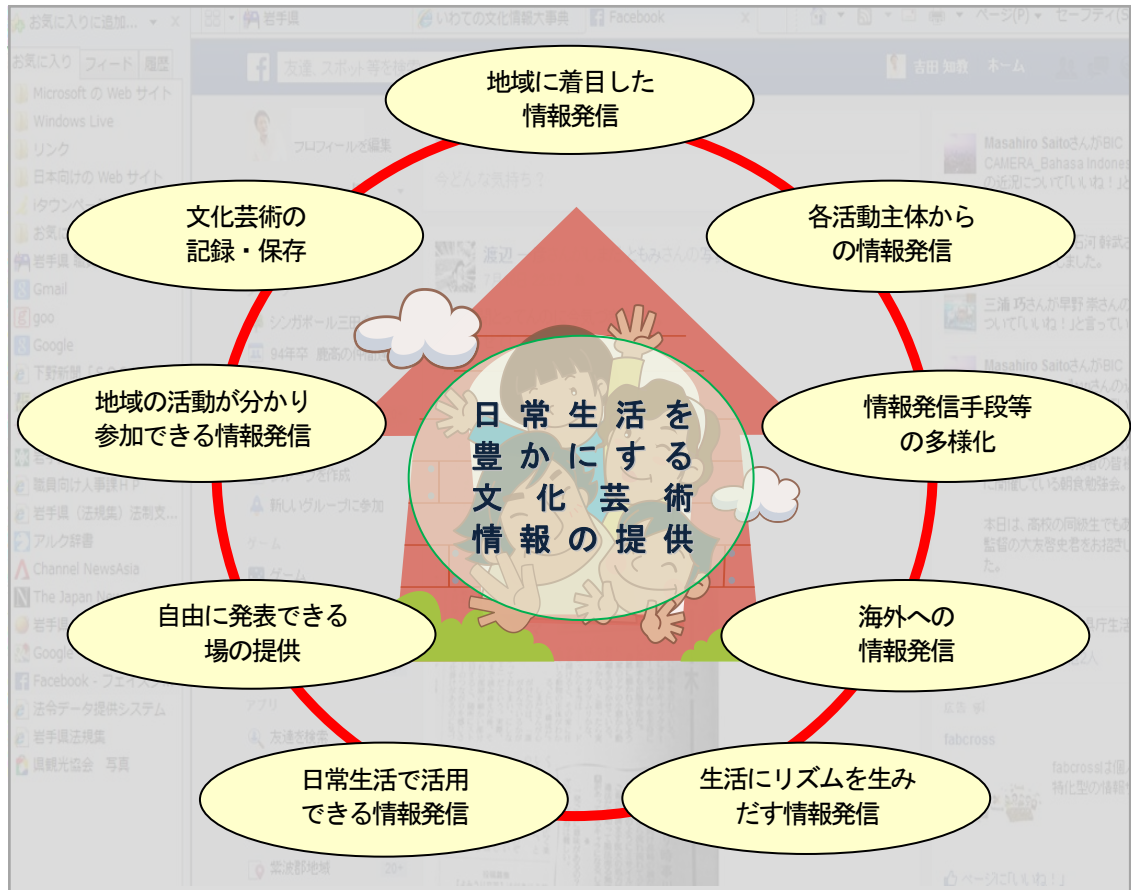
従って、多くの方々が普段の生活で文化芸術に触れることができる機会を増やすとともに、日々の暮らしのヒントとなる情報発信、優れた技を擬似鑑賞できる情報発信、本県の文化芸術をまず「知ってもらおう」・「見てもらおう」ための情報発信、昨今において多様化している情報発信の手段・手法を充実させ、また、日本・世界における「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティーの確立に向け、県全体としての総合的な文化芸術力の発信力、訴求力を強化していく必要があると考えます。

イ 施策方向のポイント

- ① 日常生活において鑑賞・活用できる「岩手らしさ」に溢れた文化芸術情報の発信の実現
 - ・ 作品紹介等にとどまらず、地域の文化芸術全体を実感できる情報発信
 - ・ 日々の生活の参考となる季節・催事・地域行事等の歳時記的信息発信
 - ・ 日々の生活を豊かにする郷土料理レシピ等の活用できる情報発信
 - ・ 平泉の文化遺産の構成資産等及びその価値・理念について理解を深め、保全・継承活動等の促進につなげる情報発信
- ② 現在の文化芸術を広く調査・記録・保存し、次代に残す資料整備
- ③ 文化芸術情報のインターネットによる発信、行政による広報及び各地域の関係施設などへの配架の併用等による発信力の向上

- ④ 本県への誘客、震災復興のPR、国際文化交流の進展等を目的とした海外への情報発信
- ⑤ 情報発信手段（ツール）・手法の多様化
- ⑥ 文化施設、文化芸術団体など各活動主体からの情報発信力の強化

ウ 内容



- ① 県文化芸術ホームページの更なる充実
 - ・ 各地域の文化芸術作品・情報、伝統文化等の体系的・網羅的提供
 - ・ 各地域の季節の行事・景観・衣食住・活動等の情報を歳時記的に提供
 - ・ 各地域の伝統的な生活スタイル等の生活文化や実践方法の紹介
 - ・ 各地域の景観やその景観が生み出された背景、他の文化との関わり等の紹介
 - ・ 公演、風景などの動画配信による擬似体験の提供

- ② 伝統芸能・民俗芸能の優れた技・伝統的生活文化・文化財などの総合的調査・映像データベース化などによる保存
- ③ 行政広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
- ④ 海外における本県文化芸術の公演・展示などへの支援
- ⑤ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画サイト、マスメディアなど多様な情報発信ツールの活用
- ⑥ 県立美術館・県立博物館が保有する文化芸術・文化財などに関するホームページなどによる情報の提供と活用



県ホームページ「いわての文化情報大事典」
 (上) ホームページ版
 (下) Facebook 版

(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備

ア 趣 旨

文化芸術を振興するためには、豊かな岩手の文化芸術に直接触れていただくことによって、その素晴らしさに感動していただくことが基盤になると考えます。もとより、各自が興味のある文化芸術を鑑賞されることが第一ですが、学校教育の一環としての文化芸術の鑑賞においても、岩手の優れた文化芸術の魅力を現在よりもより多く伝えていくことも大切であると考えます。

また、発表する機会や他の団体との交流機会の不足に悩んでいる文化芸術団体などもあり、生活文化等を紹介する場が多くはないのが現状です。

一方、全国各地において優れた文化芸術を核とした地域振興を図る動きもあり、地域の文化芸術の振興にも大きく寄与すると考えられます。

これらを改善するためには、県民など鑑賞する側と文化芸術を提供する側のそれぞれの希望とニーズをマッチングさせ、その橋渡しや交流の場を提案・設定できるサービスを提供する必要があると考えます。

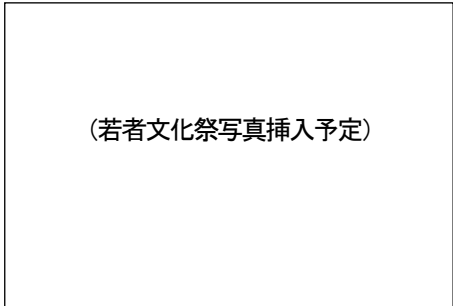
芸術の担い手（活動者）と支え手（鑑賞者）の両方を育てていくという観点から、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞機会の充実・拡大の取組を促進し、鑑賞者層の拡大と観賞力の向上を図っていくことが重要です。

イ 施策方向のポイント

- ① 県民や鑑賞団体等の希望に応じた文化芸術活動・作品を紹介するとともに、文化芸術活動者との間に立って鑑賞の実現をサポートする機能の強化
- ② 地域の文化芸術団体等と他団体等との交流・発表機会を企画・立案し、実現す

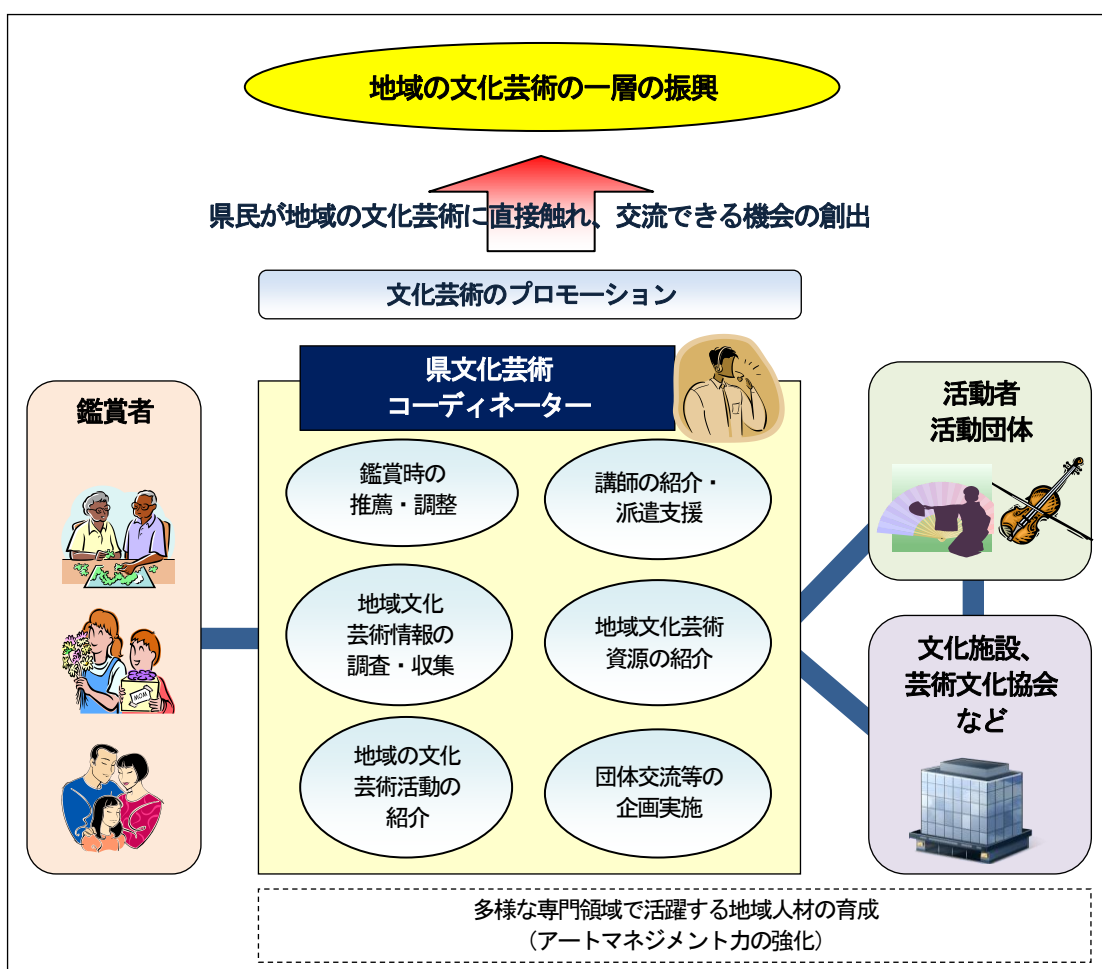
る機能の強化

- ③ 地域振興等のために、文化芸術家・団体の支援を受けようとする者に対し、地域の文化芸術活動者・団体等を紹介し、両者のニーズを調整する機能の強化
- ④ 若者が発表・鑑賞する新しい文化芸術の振興
- ⑤ 芸術そのものに精通するほか、マーケティング、プロモーション、企画・制作など、芸術の運営に必要な様々なことを熟知し活動する地域人材の育成



(キャプション)

ウ 内容



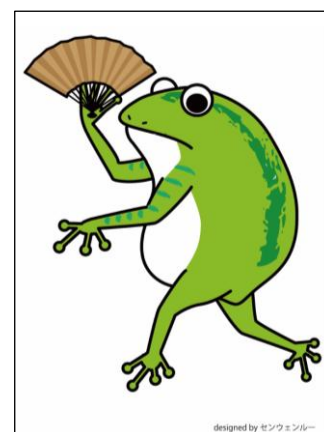
- ① 文化芸術鑑賞・活動のアドバイス等を行う「岩手県文化芸術コーディネーター」（盛岡・県南・沿岸・県北の各広域振興圏に配置済み。以下「県文化芸術コーディネーター」という。）の機能強化

【県文化芸術コーディネーターの主な役割等】

- ・ 地域に密着したコーディネートを実現するとともに、細かなニーズに沿った対面相談を実施
- ・ 地域の生活文化関係サークル活動等の立案・講師派遣など
- ・ 文化芸術活動者やこれから始めようとする者からの創作活動・発表活動な

どの相談への対応

- ・ 地域振興の取組への文化芸術資源の活用へのアドバイス、橋渡し
 - ・ 各地域の文化芸術団体・活動者などの把握・情報収集
 - ・ 各地域における文化芸術団体・活動者等との定期的な情報交換会の開催
 - ・ 各地域の文化芸術情報の収集及び発信
- ② 若者等が多く参加・鑑賞する文化芸術分野、ポップカルチャー等に関するコンテスト、発表会、コンサートなどの開催
- ③ 文化芸術に関係する人々を対象としたアートマネジメント研修の開催



第3回いわてマンガ大賞
平泉カエルキャラクター部門
大賞作「ケロ平（ひら）」

(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

ア 趣旨

文化芸術には、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらす力があるといわれています。幼少期から優れた文化芸術に触れ、豊かな情操を養い、創造性を育み、個性を伸ばすことは、豊かな人間性を育むことにもつながります。

特に本県には、古来より自然や歴史・風土にはぐくまれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術があり、幼い頃よりその魅力に触れ、理解することは、誇りと希望を与えると同時に、人と人との心の絆を結び、心を癒す大きな力となるという観点から、地域を愛する心の醸成と震災復興・発展に必要なものと考えます。

また、文化芸術は、一人ひとりの独創的発想や活発で意欲的な創造活動から生まれるものですが、そのためには個人や団体の文化芸術活動を支援する環境をさらに整える必要があります。

豊かな創造性の涵養と人材育成に力を注ぐとともに、県民がより文化芸術活動に参加しやすい環境を整備することによ

って、県民それぞれが感動や生きる喜びにあふれた生活を過ごすことができる「豊かさを感じ伝える国“いわて”」の実現を目指したいと考えます。



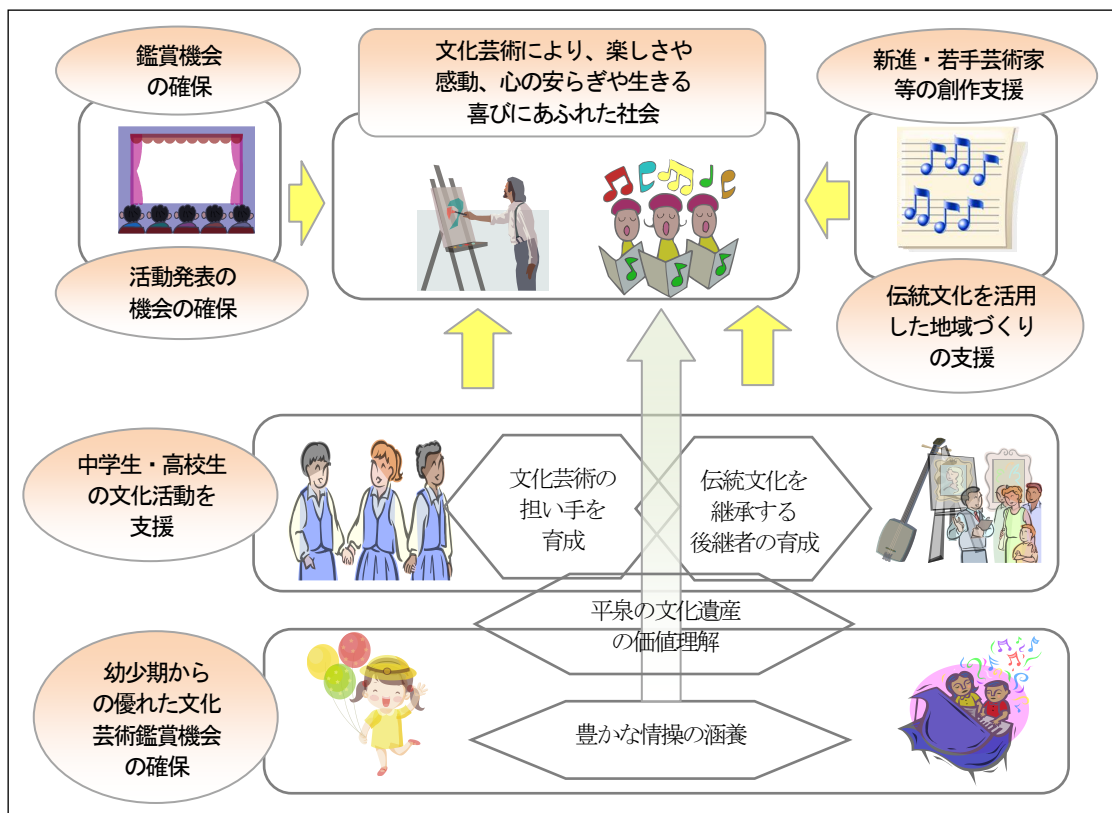
岩手県中学校総合文化祭より

イ 施策方向のポイント

- ① 豊かな情操を幼少期から育むとともに、次代を担う中学生・高校生の文化活動や新進・若手芸術家などの活動を支援することによる人材育成

- ② 県民がより身近に文化芸術を鑑賞できる機会を確保するとともに、文化芸術活動の創造と発表の場を確保するなど、県民がさらに文化芸術活動に参加しやすい環境の整備
- ③ 伝統文化及び生活文化を保存継承していくための発表や交流の機会を確保することによる、人材の育成と地域コミュニティの活性化促進
- ④ 平泉の文化遺産の価値・理念や適切な保存管理に対する理解と関心を高めることにより、次代を担う若い世代の郷土に対する誇りや愛着を醸成するとともに、将来にわたり遺産を確実に守り伝えるための環境整備
- ⑤ 震災により存続・継続が危惧される被災地の文化芸術活動復旧の支援

ウ 内容



- ① 文化活動の成果発表や文化団体備品整備への助成など文化振興基金の活用による支援
- ② 学校教育などにおける優れた文化芸術鑑賞事業の実施
- ③ 高校生文化活動支援事業をはじめとした、中学生・高校生の文化活動支援
- ④ 中学生・高校生などへの国内外の優れた芸術作品についての学習機会の提供
- ⑤ 新進・若手芸術家などの創作活動支援
- ⑥ 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
- ⑦ 地理的条件に恵まれない地域での文化芸術鑑賞事業の実施
- ⑧ 県立美術館、県立博物館による県内各地での普及活動
- ⑨ 岩手芸術祭開催事業や国民文化祭参加推進事業などによる、県内及び全国への文化芸術活動発表の場の確保

- ⑩ 学校教育（小学校～高等学校）における伝統文化・生活文化の継承への取組の支援
- ⑪ 全県的な民俗芸能団体の活動発表の場の提供
- ⑫ 民俗芸能団体のネットワークによる情報の交流と共有化
- ⑬ 伝統文化・生活文化を活用する人材育成等による地域づくりへの支援
- ⑭ 平泉の文化遺産の価値・理念の次世代への確実な継承
- ⑮ 震災により被災した美術作品や文化財の修復
- ⑯ 震災により被災した文化芸術団体に対する道具・用具等の修復、イベント開催などに関する支援
- ⑰ 震災復興や文化交流等を目的とした国内外の著名芸術家による演奏会、展示会、ワークショップなどの県内開催支援

（４）文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

ア 趣旨

文化芸術は、本来、県民一人ひとりの自主性及び創造性を基盤とするものですが、条例で明らかにしているように、その意義を考えたとき、団体、企業、関係機関・施設、行政機関などが一体となって、その活動を推奨し、支援し、活性化を図ることが極めて重要であると考えます。

また、文化芸術を通じた地域振興を目指していく場合、文化芸術の分野だけでなく、観光、教育、福祉といった文化芸術以外の分野と協力・連携のうえ、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく視点も大切であると考えます。

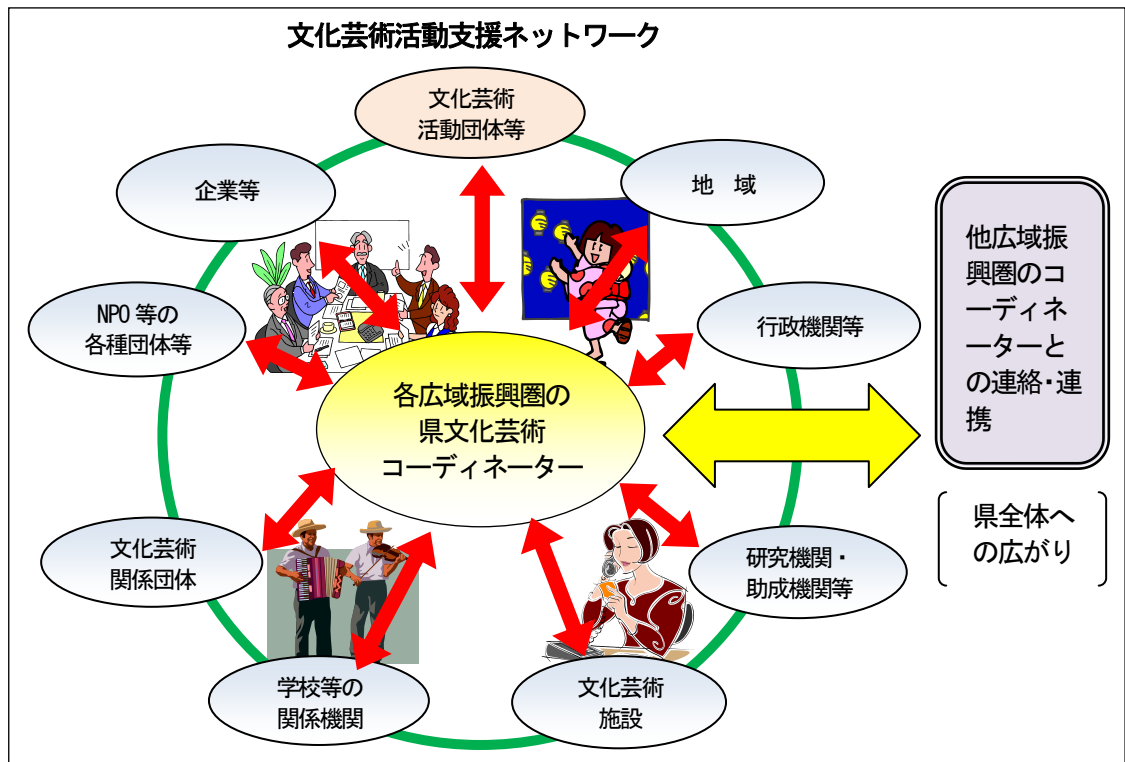
しかしながら、「Ⅱ 各分野の目指すべき姿と課題の解決」で述べたように、各活動者・団体や県民が多くの課題を抱えている一方、それらを支援できる潜在的な力も十分に活用されていないと考えられます。

従って、文化芸術を振興するうえで、支援を必要とする者と支えようとする者のマッチング、相互連携による機能強化等の基盤となる人的ネットワークを形成し、その機能を強化していく必要があると考えます。

イ 施策方向のポイント

- ① 県文化芸術コーディネーターを核としたコーディネートサービスの提供
- ② 文化芸術活動において、支援する者・される者のマッチングを行うことができるネットワークの形成
- ③ 活用可能な支援資源を網羅的に把握し、支援要請の内容や状況に合わせて、最良の支援を実現できる総合的調整サービスの提供
- ④ 文化芸術以外の分野（観光、教育、福祉など）の団体・活動者との協力・連携体制の構築
- ⑤ 文化芸術活動に参加しやすくなるための環境の整備

ウ 内容



- ① 各地域における県文化芸術コーディネーターが中心となった文化芸術活動支援ネットワークの形成
- ② 活動団体などが必要とする支援をいつでも登録・発信できる体制の整備
- ③ 活動団体などが、発表や参加勧誘等の活動情報発信を自由に行うことができる場の提供
- ④ 文化関係施設、文化芸術団体、行政機関等の各関係者内の一層の連携・情報交換が可能な体制の整備
- ⑤ 活動団体・関係者をつなぎ、調整するサービスの提供
 - ・ 支援を必要とする者と支えようとする者をつなぎ、調整するサービスの提供
 - ・ 企業のメセナ活動を支援し、紹介するサービスの提供
 - ・ 活動団体等と文化芸術以外の分野（観光、教育、福祉など）の団体等をつなぎ、協力・協働を実現するサービスの提供
- ⑥ ネットワークの参加団体・活動者間で情報交換・共有を行うためのインターネットサイト（ホームページ・SNSなど）の整備
- ⑦ 雇用者等が地域の文化活動・祭り等に参加しやすい職場環境づくり・雰囲気醸成

3 県民が一体となった文化芸術の振興

前節で4つの主な施策方向を示しましたが、これらを着実に実施し、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現するためには、県民、団体、企業、関係機関・施設、行政機関などが互いに連携・協力し合い、一体となって岩手の文化芸術振興に取り組んでいくことが重要と考えます。

このため、県は、関係部門が一体となって文化芸術振興基本条例に定める責務を十分に果たすとともに、関係者がそれぞれに期待される役割を担えるよう十分な支援を行っていくことが必要と考えます。

(1) 文化芸術活動団体の主な役割

本県や各地域における文化芸術活動・創造の中心として、自発性・創造性を発揮し、特色ある文化芸術活動を独自に展開することを期待します。

また、他の文化芸術団体や文化施設、観光・教育・福祉等に関する団体などと積極的に連携・協力しながら、会員の文化芸術活動の支援や県民に対する鑑賞機会の提供、講師派遣等により、本県文化芸術の振興の牽引役として更に大きな役割を果たすことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

主な施策方向	主な役割の例
日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	<ul style="list-style-type: none">発表会・展示会情報の発信団体等活動状況・参加方法などの情報発信
文化芸術と県民との交流支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">県文化芸術コーディネーターへの情報提供・支援講師派遣協力制度の周知普及への協力
豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none">文化芸術活動状況や参加方法の発信学校、地域等の文化活動に対する講師派遣協力学校との連携による伝統文化の継承・発展の取組
文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">コーディネート活動の周知普及支援希望活動者への橋渡しコーディネート活動への協力・支援（ネットワークの中心的役割）

(2) 地域（地域住民）の主な役割

地域の文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主役は地域住民自身です。各地域の文化芸術を支え伝承していく最も基盤的な集団として、地域文化を担い、人々が協力して取り組む活動や景観保全活動の主体となることを期待します。

また、生活文化の多くが家庭や地域における日常生活に根ざしていることから、一人

ひとりが生活文化の担い手であるとの自覚を持ち、地域が、その実践、伝承及び活用に更に大きな役割を果たすことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

主な施策方向	主な役割の例
日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域伝統行事・催事などの情報発信 ・ 公民館活動等の情報発信
文化芸術と県民との交流支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県文化芸術コーディネーターへの情報提供・支援 ・ 地域における県文化芸術コーディネーターの活用
豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動に対する積極的参加 ・ 地域の文化を地域や家庭において継承・発展させる取組
文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動時における活用推奨 ・ 地域にある支援資源の登録・発信 ・ コーディネート活動への協力

(3) 民間団体等の主な役割

地域にはさまざまな民間団体等があり、これらの団体の中には文化芸術活動を支援したり、地域振興のために文化芸術を活用しようというものがあります。これらの団体が、文化芸術活動家・団体や行政、企業、県民などとのネットワークを強め、活動を活発化させることによって、地域の文化芸術の活性化に更に大きな役割を果たすことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

主な施策方向	主な役割の例
日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イベント・サークルなどの紹介・情報提供
文化芸術と県民との交流支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県文化芸術コーディネーターへの情報提供・支援 ・ 県民に対する県文化芸術コーディネーター活動への協力 ・ 制度の周知普及への協力
豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた文化芸術活動の発信・支援 ・ 地域の伝統文化の発信・支援
文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 把握している支援資源の情報提供・登録 ・ 支援可能資源の情報提供・把握 ・ コーディネート活動への協力・支援

(4) 学校・教育機関等の主な役割

豊かな人間性を育む場として、授業やクラブ活動における指導等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高めひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。

また、学校を始めとする教育機関が地域との連携をより深め、積極的に協働することにより、地域の文化芸術の伝承に更に大きな役割を果たしていくことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

主な施策方向	主な役割の例
日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	<ul style="list-style-type: none">・ 学校イベントやクラブ活動などの情報発信・ 授業等における地域文化芸術情報活用
文化芸術と県民との交流支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 県文化芸術コーディネーターへの情報提供・支援・ 芸術鑑賞における県文化芸術コーディネーターの活用・ 児童生徒等に対する支援活動への協力
豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術鑑賞の機会の拡充・ 児童生徒の文化芸術活動の指導及び支援・ 教育を通じて地域の伝統文化を継承・発展させる取組・ 地域や文化芸術団体への理解と協力
文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">・ 学校・教育機関などにおける活動支援資源の情報提供・登録・ コーディネート活動の周知普及・活動協力・ 伝統文化伝承活動やクラブ活動時における活用推奨・ 文化芸術活動の推奨など

(5) 企業等の主な役割

従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術活動に寄与することを期待するとともに、メセナ活動などを中心とする企業等の社会貢献活動を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

主な施策方向	主な役割の例
日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	<ul style="list-style-type: none">・ 企業内クラブ活動などの発信推奨
文化芸術と県民との交流支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 県文化芸術コーディネーターへの情報提供・支援・ 保有する文化芸術支援資源情報の提供・ 従業員等に対する支援活動への協力

主な施策方向	主な役割の例
豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員などの文化芸術活動に対する理解と支援 ・ 地域の文化芸術活動への支援・協力
文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有する支援資源の登録 ・ 支援依頼への的確な応答 ・ 従業員などの文化芸術活動に対する就業的な配慮等 ・ コーディネート活動への協力・支援

(6) 文化施設等の主な役割

文化芸術活動の中核的な施設として、文化施設相互間や行政・民間団体・文化芸術団体等とのネットワークの強化により、文化芸術活動者や県民にとってより利便性の高いサービスを提供することを期待するとともに、文化芸術情報が集積発信される拠点としての役割や地域の発展を支える機能の一層の充実を期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

主な施策方向	主な役割の例
日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや団体活動などの情報発信 ・ 県・市町村文化芸術情報の発信 ・ 各関係施設などへの資料配架・活用勧奨 ・ 閲覧勧奨
文化芸術と県民との交流支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県文化芸術コーディネーターへの情報提供・支援 ・ 活動資源情報の提供 ・ 文化施設における県文化芸術コーディネーター活動への協力 ・ 制度の周知普及協力
豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援制度などを活用した自主企画の拡充 ・ 学校教育における文化芸術鑑賞授業との連携 ・ 文化芸術活動の成果発表や伝承活動に対する支援・協力 ・ 指導者情報の提供
文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設活用・活動状況の情報提供・登録 ・ コーディネート活動の周知普及・活動協力 ・ 文化施設間の協働による利便性の向上

(7) 市町村の主な役割

市町村は各地域に最も密着した行政体として、その区域の文化芸術情報の総合的な把握を行い、住民とともに各市町村における振興方向を定めるとともに、文化芸術に関する各種支援サービスの企画・活用勧奨や実施、体制の整備等により、文化芸術活動の活性化とその伝承を支援する機能の一層の充実を期待します。

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

主な施策方向	主な役割の例
日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源の把握・提供 ・ 伝統芸能等の保存 ・ 市町村文化芸術情報の発信 ・ 各関係施設などへの資料配架・活用勧奨
文化芸術と県民との交流支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県文化芸術コーディネーターへの情報提供・支援 ・ 文化芸術による地域振興検討時における県文化芸術コーディネーター活用 ・ 制度の周知普及協力
豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援制度の周知及びアドバイス ・ 学校教育における文化芸術鑑賞事業の支援 ・ 文化芸術の発表や交流に対する支援 ・ 学校と地域人材の橋渡し ・ 地域の伝統芸能の支援
文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の公的支援制度の情報提供・登録 ・ コーディネート活動の周知普及・活動協力 ・ 企業メセナ活動の推奨・普及 ・ 文化芸術活動の推奨など

(8) 県の責務と主な役割

県は、文化芸術振興基本条例に定められている責務を十分に果たすとともに、県民が一体となった文化芸術の振興に向けて、それぞれが期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。

【文化芸術振興基本条例に定められている責務】

県の主な責務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の総合的策定・実施（第3条第1項、第6条、第7条、第8条） ・ 国・市町村等との連携・協力（第3条第2項） ・ 県民の認識・理解の促進（第9条） ・ 総合的把握・記録の整備（第10条） ・ 文化財等の保護・活用（第11条） ・ 創造活動に対する支援（第12条） ・ 発信等の充実（第13条） ・ 人材の育成（第14条） ・ 支援活動の促進（第15条） ・ 県民・団体・市町村等の連携の促進（第16条） ・ 文化施設の利便性の向上・充実（第17条） ・ 歴史的・文化的な景観の保全・活用の推進（第18条） ・ 顕彰の実施（第19条） ・ 必要な財政上の措置（第20条）

【指針の目標を達成するための主な役割の例】

主な施策方向	主な役割の例
日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配信システムの整備 ・ 情報の網羅的把握、文化芸術資源の総合調査 ・ 提供コンテンツの編成・運用 ・ 活動成果の収集発信 ・ 文化芸術と景観との情報編成 ・ バーチャルコンテンツの整備 ・ 動画等の資料整備 ・ 情報の冊子化など
文化芸術と県民との交流支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県文化芸術コーディネーターの委嘱 ・ 県文化芸術コーディネーターの研修機会の確保 ・ 県文化芸術コーディネーター活動の基盤情報の提供・データベース化 ・ 県文化芸術コーディネーター制度の周知普及
豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援制度の改善 ・ 文化芸術鑑賞事業の拡充 ・ 文化芸術活動支援事業の展開 ・ 後継者養成等の研修実施 ・ 文化芸術の発表や交流の場の確保 ・ 学校における文化伝承への支援 ・ 民俗芸能団体のネットワークの支援
文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援要望・支援資源を登録・発信できるシステムの整備 ・ 公的支援情報の収集・DB化 ・ 企業メセナ活動の推奨・普及 ・ 文化芸術活動支援にかかる関係者のネットワーク化・支援

V 5年後の姿と実施効果の評価

前章では、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現するための「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「文化芸術と住民との交流支援体制の整備」、「豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援」、「文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成」の4つの施策方向に基づく取組を強化していくことが大切であることを述べていますが、ここでは、その取組の結果5年後にどのような状態になることを目指すのかを明らかにしています。

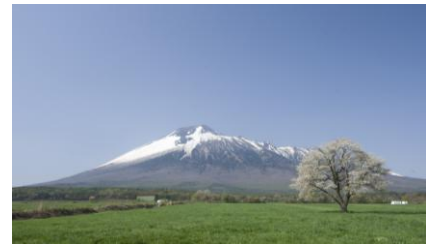
もとより、施策方向に基づく各種取組を着実に実行することが大切ですが、各取組を実行・検証するに当たり、常に目標とする5年後の状態を念頭に置き、さまざまに変化する内外の社会経済情勢に的確に対応できるよう、その時々で最良の方法を取ることが大切であると考えます。

1 5年後の姿

この指針は、5年後の姿として、現在よりも、地域の方々が岩手の文化芸術の豊かさをより実感し、その感銘が自らの文化・芸術活動や支援活動につながり、更には現在活躍されている方々の励みとなる社会風土が強まっていることを目指します。

また、その豊かさを地域内外の人々や次の世代の方々に自発的に伝えることによって、地域の魅力が高まり、そこで生活している方々の地域への愛着が深まり、地域での支え合いの文化がより醸成されるとともに、外の方々からの評価が高まり地域振興につながっていることも大切です。

この指針の「豊かさを感じ伝える國“いわて”」は、この目指す状態を示しているものです。



上坊牧野の一本桜と岩手山
[八幡平市]



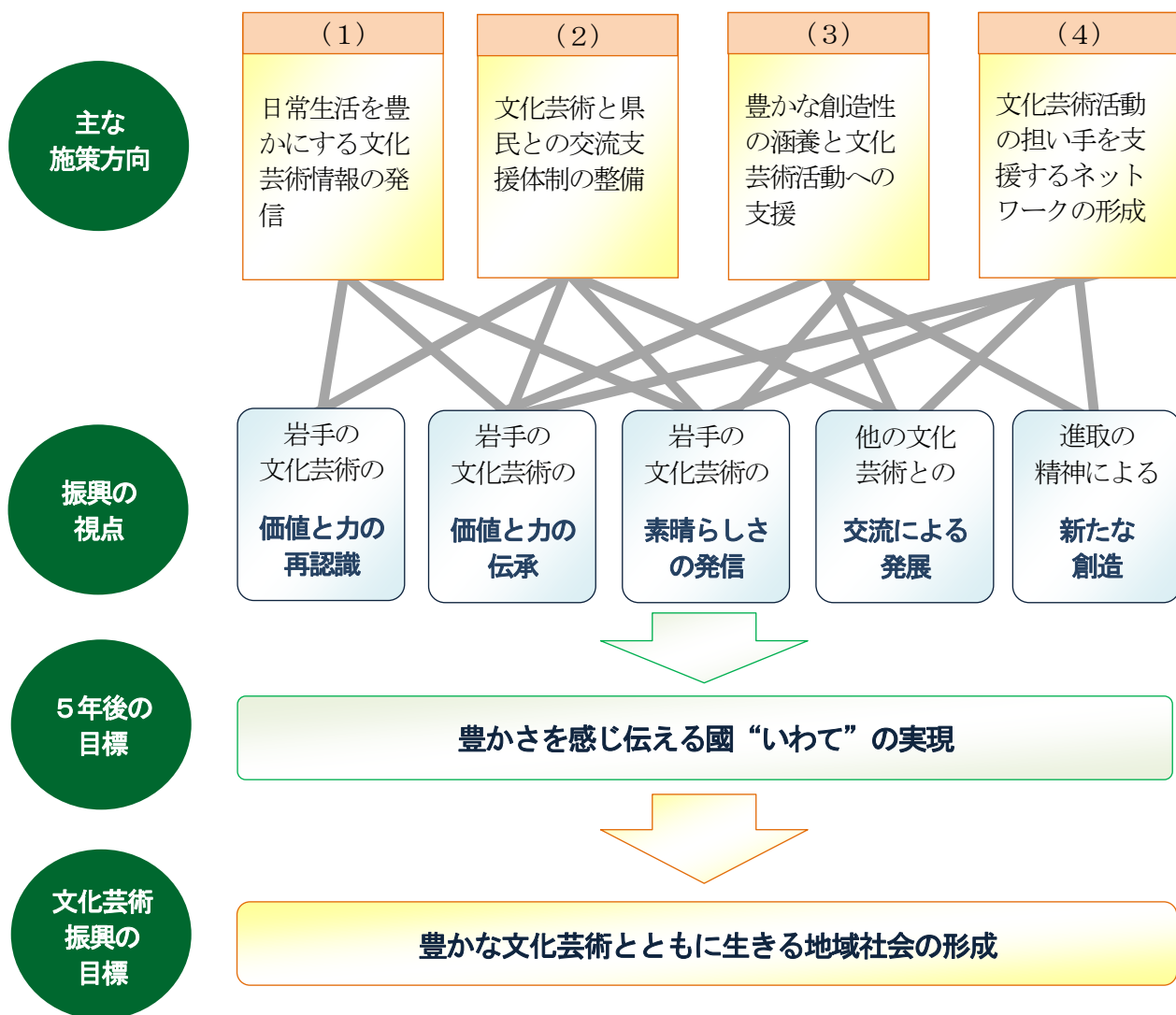
さんさ踊り[盛岡市]



毛越寺曲水の宴[平泉町]



御所野縄文公園[一戸町]



5年後の状態として「豊かさを感じ伝える國“いわて”」の実現を目指しますが、主な項目として次の実現を目指します。

【5年で達成すべき目標】

【主な手段】

- 岩手の文化芸術情報に日常的に触れる環境が整備されている
- 地域の文化芸術活動等が広く紹介され、県民が参加先を簡単に見つけ、選べる状態にある
- 地域の伝統文化、平泉の文化遺産をはじめとした文化財及びそれらに込められた普遍的価値・理念等についての情報発信が効果的に行われている
- 伝統文化の映像記録を整備し、県民がより多くの伝統文化を鑑賞できる
- 国内外の人々に岩手の文化芸術の豊かさがより認識され、評価が高まるとともに、県外からの来県者が増えている

施策方向 (1)

日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

優れた芸術鑑賞のアドバイスが行われ、理解が深まるとともに、鑑賞の機会が増えている

各地域において文化芸術活動が活発化し、活動者が増えている

文化芸術団体と地域（地域住民）との交流が活発化し、地域とのつながりが深まっている

文化芸術の発表及び鑑賞の場と機会が様々な世代の住民に与えられ、文化芸術を通じた地域振興が展開されている

施策方向 (2)

文化芸術と県民との交流支援体制の整備

幼少期から優れた文化芸術を鑑賞・体験ができる機会が増えている

学校における文化活動が活性化し、より高い評価を受けている

伝統文化の発表の場が確保され、後継者の育成に寄与している

新進・若手芸術家が育つとともに、その発表の場が確保され、活用されている

県民の様々な世代において、平泉の文化遺産に対する理解と関心が深まっている

沿岸被災地において、郷土芸能活動、生活文化継承活動などが活発化し、文化芸術を通じた復旧・復興が進展している

施策方向 (3)

豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

文化芸術活動に必要な支援が受けやすく、その支援が増えている

文化芸術活動への社会の理解が深まり、より参加しやすい状況となっている

地域の各団体等に、文化芸術活動情報が広く伝わっている

多くの団体・活動者が各地域の文化芸術活動支援ネットワークに参画し、情報交換や協働が円滑に行われている

文化芸術以外の分野（観光、教育、福祉など）の団体・活動者との協力・協働による地域振興体制が確立されている

施策方向 (4)

文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

2 実施効果の評価

5年後の姿を実現できているかどうか、この指針の期間満了時に実施効果の評価を行うことが重要ですが、予め主な評価項目を定めることにより、期間途中においても随時実行状況の検証を行い、進捗状況が思わしくない項目に対する対策を臨機応変に講じることが大切であると考えます。

このため、この指針においては、次の各項目を実施効果を判定する主な項目として取り上げることとします。

なお、これら进行评估するために、期間当初及び終了後において、現在の調査で不足する必要な調査を実施することが必要です。

<主な施策方向(1)>

「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」 関係

ア 岩手の文化芸術に関するホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画サイトなどが増え、併せてフォロワーやアクセス数が増えているか

イ 行政広報誌・生活情報誌などで、岩手の文化芸術情報が広く提供されているか

ウ 文化芸術の映像記録が計画的になされ、広く県民が活用できる状態にあるか

エ 文化芸術が個別ではなく、他の文化芸術、景観などと一体的に情報提供されているか

オ 平泉の文化遺産の構成資産などの文化財やそれらに込められた価値・理念について、市町村や関係団体等との連携及び協力により総合的に情報提供されているか

カ 生活文化分野における情報発信は、実践できるような紹介になっているか

キ 世界文化遺産登録、新規文化財指定件数などが増えているか

ク 文化芸術関係施設などへの入込数などが増えているか

<主な施策方向(2)>

「文化芸術と県民との交流支援体制の整備」 関係

ア 各広域圏の県文化芸術コーディネーターの活動実績が増えているか

イ 文化芸術の催事数が増えているか

ウ 各地域の文化芸術活動への参加者数・文化芸術活動団体数は増えているか

エ 各地域において、文化芸術を核とした地域振興体制ができているか

オ 若者等が日頃培った文化芸術を発表する機会や活躍の場が増えているか

カ 各地域において、アートマネジメント力向上に向けた取組（研修会の開催やアートマネージャー育成事業など）が行われているか

<主な施策方向(3)>

「豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援」 関係

ア 公共的支援資金の活用が高まっているか

イ 学校教育における文化芸術鑑賞の機会が増えているか

ウ 新進・若手芸術家が育ち、県内外で新たに活動している者が現れているか

エ 地理的条件などによる不利益を解消する事業が展開され、鑑賞者数が増えているか

オ 学校教育において地域と連携した伝統文化への取組が強化され、活性化しているか

カ 地域の伝承活動を発表する機会が増えているか

キ 平泉の文化遺産に対する県民等の理解と関心が深まり、フォーラムなどの参加者数が増えているか

ク 沿岸被災地において、活動を再開している文化芸術団体や活動者は増えているか

ケ 学校教育や地域活動の中で、地域の景観への愛着や誇りを育むための取組・活動が行われているか

<主な施策方向(4)>

「文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成」 関係

ア 文化芸術活動に対する支援ネットワークが各地域でできているか

イ 各地域の文化芸術活動支援ネットワークに参画している団体数は増えているか

ウ 文化芸術団体と他の分野の団体による協働が行われているか

エ 文化芸術施設相互の連絡調整が強化され、より効果的な施設活用ができていますか

オ NPO法人等文化芸術の支援を行う用意のある団体が増えていますか

カ 文化芸術活動への企業メセナが増えていますか

キ 文化芸術活動への理解が深まり、雇用者等への勤務上の配慮が増えていますか

ク 行政機関、住民、団体等が協働し、地域住民主体の景観形成・まちづくり活動が行われているか

○ 岩手県文化芸術振興指針（改訂版）の骨子

この骨子は、これまで述べてきた指針の主要な内容について補追・整理し、簡略に箇条書きにまとめたものです（岩手県文化芸術振興基本条例と重複する部分については記載していません）。

岩手県文化芸術振興指針（改訂版）骨子

1 策定の趣旨等

（1）策定の目的

この指針は、岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年条例第5号）第5条の規定に基づき、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等について定めることを目的とする。

（2）改訂の趣旨

平成20年の指針策定時に定めた目標設定期間が終了したことに伴い、当該目標設定期間の施策の検証を行い、過去5年間の社会経済情勢等の変化を踏まえたうえで、次の目標期間における本県文化芸術振興における施策方向を定める必要があることから改訂を行ったものである。

（3）指針の位置づけ

岩手県が文化振興施策を実施するときは、原則としてこの指針に定める目標及び方向に基づき行うものとする。

（4）目標達成期間

この指針に定める目標は、平成31年度末までに達成できるよう努めるものとする。

（5）達成状況の把握及び指針の修正

ア この指針の達成状況は毎年度岩手県文化芸術振興審議会において審議するものとする。

イ 岩手県文化芸術振興審議会は、目標達成期間終了後にその達成状況を評価し、次期指針を策定するほか、毎年度の目標の達成状況及び社会経済状況等の変化に応じ、指針の改訂を行うものとする。

2 文化芸術振興上の課題、目指すべき姿及び目標

本県の文化芸術を振興する上での各分野の主な課題、目指すべき姿及び今後5年で目指すべき目標は次のとおりである。

（1）芸術・芸能分野

ア 主な現状と課題

① 公演や活動についての情報が少ない・見つけにくい。

- ② 文化芸術と県民をつなぐ力が弱い、鑑賞の機会が少ない。
- ③ 活動や発表が十分にできない、どのように活動していいかわからない。
- ④ 次代の担い手の育成が十分でない。
- ⑤ 文化芸術団体における活動者数が減少している。
- ⑥ 文化芸術による地域振興体制づくりが未整備である。
- ⑦ 東日本大震災津波の発生により芸術・芸能活動への支障を来している。

イ 目指すべき理想の姿

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始めることができる環境にある。
- ② 県民が優れた・数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、さまざまな希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介・橋渡し・アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。
- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が生まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・ジャンル）が数多く設けられている。
- ⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者・県民・行政・文化施設等が一体となった取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が地域活性化の成果を上げている。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化が見られ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

ウ 目標達成期間内に達成すべき目標

- ① 家庭や身近な場所等において、県内全域の最新の文化芸術情報を気軽に収集できること。
- ② 文化芸術の鑑賞について紹介・アドバイス等が行われるとともに、県民が気軽に鑑賞できること。
- ③ 学校や各地域において十分な鑑賞の機会が確保されるとともに、文化芸術活動が活性化し、芸術・芸能の様々な分野において、次代の担い手が育っていること。
- ④ 芸術・芸能活動を行う団体に対する支援を行う団体・企業・行政等のネットワークが構築され、機能し始めていること。
- ⑤ 芸術・芸能による地域振興を目指す地域において、活動者・県民・行政・文化施設等が一体となった推進体制が整っていると同時に、メディア芸術等の発信力を生かした具体的な取組が行われていること。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の団体数・活動者数や催し・活動の回数が震災前の水準となり、文化芸術を通じた地域の復興及び振興が行われていること。

(2) 伝統文化分野

ア 主な現状と課題

- ① 地域の伝統文化とその内容・魅力への理解・関心が不足している。
- ② 伝統文化を継承する地域の力が弱まっている。
- ③ 活動費用が十分とはいえない。
- ④ 民俗芸能の指導者や活動者の高齢化と参加者数の減少が進み、伝承に支障を来している。
- ⑤ 伝承活動や発表の機会が少なくなっている。
- ⑥ 個々の民俗芸能に関する映像的な記録が活用されていない。
- ⑦ 東日本大震災津波の発生により活動や伝承への支障を来している

イ 目指すべき理想の姿

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動等の伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮が行われ、十分な活動が行われている。
- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。
- ④ 全ての無形文化財の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。
- ⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能等の伝統文化の復旧・再開が見られ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

ウ 目標達成期間内に達成すべき目標

- ① 地域の伝統文化を時節ごとに理解でき、日々の生活に伝統文化を取り入れることができること。
- ② 映像等に記録されるべき伝統文化の記録が行われ、映像記録等がインターネット等で活用できること。
- ③ 希望する活動団体について、地域外で発表・交流する機会が確保され、参加支援も行われ始めていること。
- ④ 全ての活動団体について、地域で発表する機会が確保されていること
- ⑤ 地域の公共施設が容易に活用できること。
- ⑥ 地域・学校・団体・企業・行政等が伝統文化活動を支える具体的支援・配慮等が実施され始めていること。
- ⑦ 沿岸被災地において、伝統文化の団体数・活動者数や催し・活動の回数が震災前の水準となり、文化芸術を通じた地域の復興及び振興が行われていること。

(3) 生活文化分野

ア 主な現状と課題

- ① 地域の生活文化に対する関心・意識が薄れつつある。
- ② 日常で生活文化を伝える場面や参加者が減少しつつある。
- ③ 生活文化の保存が十分になされていない。
- ④ 地域の生活文化を体験できる機会が少ない。
- ⑤ 活動の場や交流・情報交換等の機会の確保が難しい。
- ⑥ 東日本大震災津波の発生により伝承への支障を来している。

イ 目指すべき理想の姿

- ① 各地域の住民が、その地域の文化・伝統・言葉・風習・食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において擬似体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。
- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理・紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、各地域や広域において、生活文化に関する発表会・交流会等が開催され、相互の情報交換等によりその活動が活性化できる場となっている。
- ⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。

ウ 目標達成期間内に達成すべき目標

- ① 各地域特有の衣食住等にかかる生活様式の記録を整備し、インターネットや身近な場所等で活用できること。
- ② 各地域の生活文化の主なものについて、インターネット等による対外発信を行っていること。
- ③ 希望する活動団体について、地域内外で発表・交流する機会が確保され、参加支援も行われ始めていること。
- ④ 地域の生活文化にかかるサークル活動等が整理・発信され、参加できる状態にあること。
- ⑤ 沿岸被災地において、地域の生活文化が再興・継承され、文化芸術を通じた地域振興が行われていること。

3 主な施策の方向

2に掲げる目標を達成するため、今後5年間に展開する事業が拠るべき、主要な施策の方向は次のとおりとする。

- (1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
- (2) 文化芸術と住民との交流支援体制の整備

- (3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援
- (4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

4 県民が一体となった文化芸術の振興

文化芸術の振興施策を展開するに当たっては、随時、活動団体・活動者等の意見を聴取し、関係部門が一体となって文化芸術振興基本条例に定める責務を十分に果たすとともに、学校をはじめとする教育機関、市町村、産業団体等との十分な連携を図り、県民が一体となった文化芸術の振興に向けて、関係者がその役割を十分に担えるよう必要な支援を行うものとする。

5 文化芸術振興の目標

(1) 文化芸術振興の目標

この指針により実現すべき、本県の文化芸術全般にかかる5年で達成すべき目標は次のとおりとする。

- ア 岩手の文化芸術情報に日常的に触れることのできる環境整備の完了
- イ 地域の文化芸術活動等が広く紹介され、県民が参加先を容易に見つけ、選ぶことのできる環境整備の完了
- ウ 地域の伝統文化、文化財及びそれらに込められた普遍的価値・理念等についての理解が深まっている状態の実現
- エ 伝統文化の映像記録の整備による情報の保持（情報逸失の阻止）・発信
- オ 文化芸術情報の国内外への発信の充実による本県への評価の上昇と来県者数の増加
- カ 優れた文化芸術への理解の深まりと鑑賞機会の増加
- キ 文化芸術活動者の増加
- ク 文化芸術団体と地域との交流機会の創設
- ケ 様々な世代の住民に対する文化芸術の発表及び鑑賞の場の提供と文化芸術を通じた地域振興の実現
- コ 幼少期における優れた文化芸術鑑賞・体験機会の増加
- サ 学校における文化活動の活性化と高い評価の獲得
- シ 伝統文化の発表の場及び後継者の確保
- ス 新進・若手芸術家の活躍
- セ 県民の様々な世代における平泉の文化遺産の理解と関心の深まり
- ソ 被災地における郷土芸能活動、生活文化継承活動等の活発化と文化芸術を通じた復旧・復興の進展
- タ 文化芸術活動に対する支援の増加
- チ 文化芸術活動参加への社会的配慮の獲得
- ツ 地域の各団体等における文化芸術活動情報の流通の拡大
- テ 各地域の文化芸術団体等による活動者支援体制の確立と情報交換・協働の円滑化
- ト 文化芸術以外の分野の団体・活動者との協力・協働による地域振興体制の確立

(2) 指針実施効果の評価項目

この指針の実施状況を把握・検証するため設定する評価項目は次のとおりとする。

ア 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信関係

- ① 文化芸術情報の発信手段数及び利用者の増加度合い
- ② 行政広報誌及び生活情報誌における文化芸術情報の掲載状況
- ③ 文化芸術の映像記録化の進捗と映像記録の一般活用度
- ④ 総体的に認識できる文化芸術情報の発信度合い
- ⑤ 市町村・関係団体との連携等による平泉の文化遺産の情報提供に係る取組状況
- ⑥ 生活文化等の実践誘導の状況
- ⑦ 世界文化遺産登録数・新規文化財指定件数の増加度合い
- ⑧ 文化芸術関係施設等への入込数等の増加度合い

イ 文化芸術と住民との交流支援体制の整備関係

- ① 岩手県文化芸術コーディネーターの活動実績
- ② 文化芸術催事数の増加度合い
- ③ 文化芸術活動への参加者数・団体数の増加度合い
- ④ 各地域における、文化芸術を核とする地域振興支援体制の構築度合い
- ⑤ 若者等の文化芸術の発表機会の増加度合い
- ⑥ 各地域における、アートマネジメント力向上への取組状況

ウ 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援関係

- ① 公共的支援資金の活用度合い
- ② 学校教育における文化芸術鑑賞事業の実施状況
- ③ 新進・若手芸術家の育成度合い
- ④ 地理的条件等の不利益解消事業の充実度合い
- ⑤ 地域と学校との連携による伝統文化活動の充実度合い
- ⑥ 伝統文化活動の発表機会の増加の度合い
- ⑦ 平泉文化遺産への関心度合い及びフォーラム等の参加者数増加度合い
- ⑧ 被災地において活動を再開した文化芸術団体・活動者の増加度合い
- ⑨ 学校教育・地域活動における生活文化活動や景観保全等への取組状況

エ 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成関係

- ① 文化芸術活動に関する地域の総合的ネットワークの構築完了
- ② 文化芸術活動支援ネットワークに参画する団体数の増加度合い
- ③ 文化芸術団体と他の分野の団体による協働状況
- ④ 文化芸術施設相互の連絡調整体制と施設活用度の向上度合い
- ⑤ 文化芸術団体に各種支援を行う団体等の増加の割合
- ⑥ 企業メセナの増加度合い
- ⑦ 雇用者による被雇用者等の文化芸術活動に対する配慮・支援の増加の度合い
- ⑧ 地域住民主体の景観形成・まちづくり活動の実施状況

資料 1 岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 文化芸術振興指針（第 5 条）

第 3 章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第 1 節 文化芸術の振興（第 6 条—第 8 条）

第 2 節 文化芸術の認識及び創造（第 9 条—第 12 条）

第 3 節 文化芸術の発信等（第 13 条）

第 4 節 文化芸術の基盤整備（第 14 条—第 17 条）

第 5 節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等（第 18 条）

第 6 節 顕彰（第 19 条）

第 7 節 財政上の措置（第 20 条）

第 4 章 岩手県文化芸術振興審議会（第 21 条—第 26 条）

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる。豊かな文化芸術とともに生きていくことは、私たちの変わらない願いである。

ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた。こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸術に脈々と受け継がれている。また、自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われてきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティを形成してきた。

自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆（きずな）の大切さが強く意識されている今日においてこそ、このような岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させていくことは、心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つと確信する。

また、岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稲造をはじめ多くの優れた人材を輩出してきた。私たちは、これら先人たちの進取の魂を受け継ぎ、交流を通じて、多様な文化芸術を新たに創造していかなければならない。

ここに私たちは、文化芸術の価値を認識し、これをはぐくみ、新たに創造し、次世代に継

承していくことにより、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等（国及び地方公共団体以外の団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた県内外の地域間の交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。）その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、国、市町村等との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第4条 県民及び民間団体等は、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化芸術振興指針

第5条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興指針を定めるものとする。

2 文化芸術振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項
- 3 県は、文化芸術振興指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 県は、文化芸術振興指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、文化芸術振興指針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興

(芸術及び芸能の振興)

第6条 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の振興)

第7条 県は、伝統文化（文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術をいう。以下同じ。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第8条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 文化芸術の認識及び創造

(文化芸術の認識及び理解)

第9条 県は、県民が地域における文化芸術を認識できるように必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県民が地域における伝統文化の系譜、由来等に関する学習又は研究を通じて文化芸術に関する理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術の総合的把握及び記録)

第10条 県は、文化芸術の活用を促進するため、地域における文化芸術を総合的に把握し、及び記録するよう努めるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第11条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術創造活動に対する支援等)

第12条 県は、県民による自主的な文化芸術を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第3節 文化芸術の発信等

第13条 県は、本県の文化的魅力を高めるため、地域における文化芸術に関する情報を効果

的に発信するとともに、文化芸術活動の成果を発表する機会及び文化芸術を通じた交流の機会の充実を図るよう努めるものとする。

第4節 文化芸術の基盤整備

(人材の育成)

第14条 県は、文化芸術活動を担う人材を育成するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実

(2) 学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実

(3) 伝統芸能等の後継者の育成

(文化芸術活動に対する支援等)

第15条 県は、県民及び民間団体等の文化芸術活動に対し必要な支援に努めるとともに、メセナ活動（個人、企業等が社会への貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動という。）その他の文化芸術活動に対する県民及び民間団体等の支援活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(連携の促進)

第16条 県は、文化芸術振興施策を講ずるに当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村の連携が図られるよう配慮しなければならない。

(文化施設の活用及び充実)

第17条 県は、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設が県民に文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう、情報の提供、施設間の連携の確保等利便性の向上に努めるものとする。

2 県は、自らの設置に係る文化施設が、それぞれの目的に応じて地域における文化芸術活動を支援し、又は文化芸術を発信する場となるよう、その充実を努めるものとする。

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等

第18条 県は、地域の歴史的又は文化的な景観を保全し、及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第6節 顕彰

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

第7節 財政上の措置

第20条 県は、文化芸術振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 岩手県文化芸術振興審議会

(設置)

第21条 知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられ

た事項

- (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項
(組織)

第22条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから14人以内を、岩手県文化財保護審議会の委員のうちから2人を、それぞれ教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、第21条の調査審議に際し必要と認める場合には、岩手県文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月15日条例第70号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料2 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要

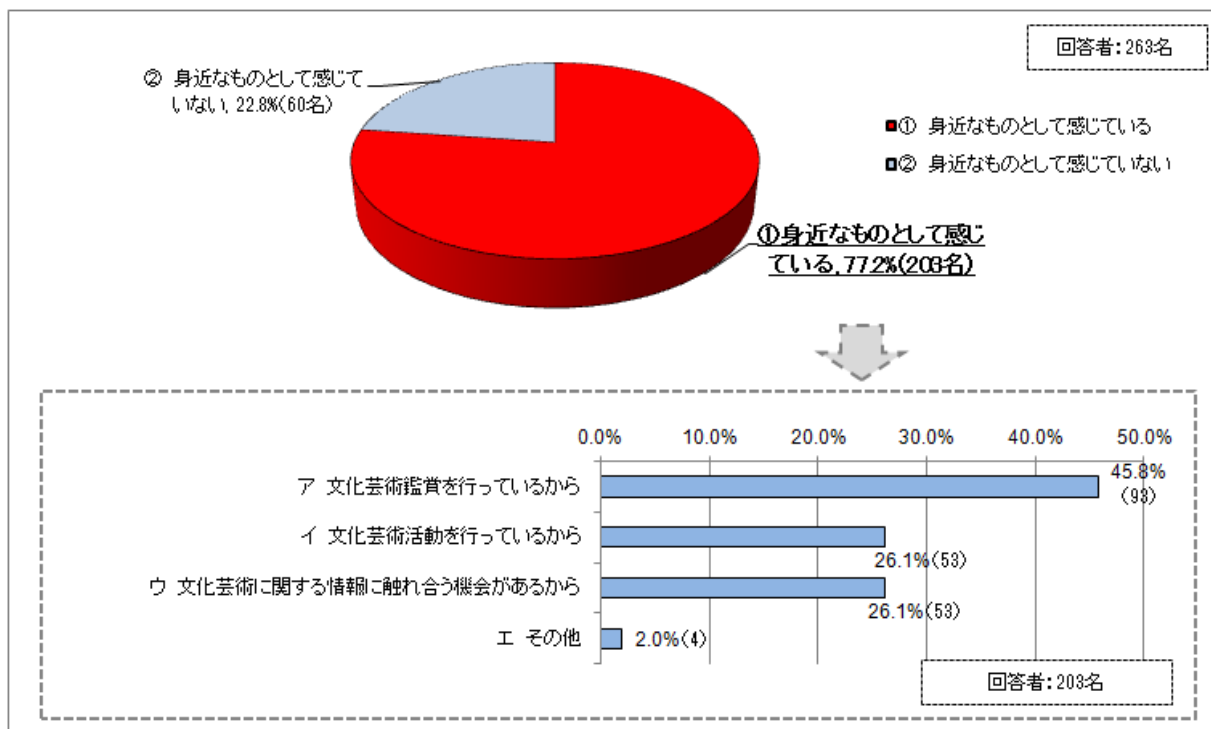
この調査結果は、県が各種アンケートへのご協力をお願いしている希望郷いわてモニターの方々に文化芸術に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

調査設計	調査対象	岩手県全域
	調査対象	平成26年度希望郷いわてモニター
	標本数	300人
	調査方法	設問票によるアンケート調査（郵送法）
	調査時期	平成26年7月
	調査主体	岩手県（環境生活部若者女性協働推進室）
回収結果	有効回答数	263人
	有効回収率	87.9%

設問1

あなたは、文化や芸術を身近なものとして感じていますか。あてはまる番号を1つ選び、回答欄に記入してください。

- ① 身近なものとして感じている
【身近なものとする理由】
ア 文化芸術鑑賞を行っているから
イ 文化芸術活動を行う機会があるから
ウ 文化芸術に関する情報に触れる機会があるから
エ その他（ ）
- ② 身近なものとして感じていない

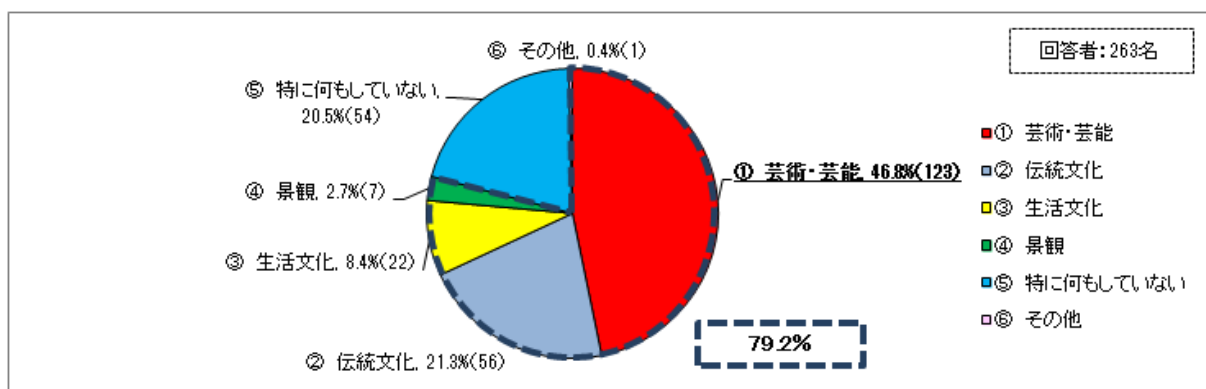


設問 2

あなたがここ1年間で主に行った文化芸術鑑賞や文化芸術活動について、その分野を次の中から1つ選び、(1)分野の番号と(2)内容(例:〇〇の鑑賞、〇〇への参加、〇〇の創作活動など)を回答欄に記入してください。

- ① 芸術・芸能分野
- ② 伝統文化分野
- ③ 生活文化分野
- ④ 景観分野
- ⑤ 特に何もしていない (⇒設問4にお進みください)
- ⑥ その他 ()

(1) 分野



(2) 主な内容(上記(1)の分野ごと) ※回答数の多い順から記載

① 芸術・芸能

音楽鑑賞(すべてのジャンル、コンサート鑑賞等を含む) [28]、美術・絵画鑑賞(美術館見学なども含む) [17]、映画鑑賞 [13]、演劇・芝居鑑賞 [10]、音楽活動(演奏、作成等) [9]、美術・絵画(作成・描く等の活動) [7]、様々な芸術芸能鑑賞 [5]、演劇・芝居活動(参加) [4]、落語鑑賞 [3]、舞踊鑑賞 [2]、メディア芸術鑑賞 [2]、写真撮影・活動 [2]、写真鑑賞 [1]、芸能人トークショー鑑賞 [1]、町内文化祭鑑賞 [1]、文学読書 [1]、文学執筆 [1]、文学活動 [1]、メディア芸術創作活動 [1]、川柳創作 [1]、舞踊活動 [1]、落語への参加 [1]

② 伝統文化

伝統芸能(詳細不明)鑑賞 [7]、伝統芸能(詳細不明)への参加 [2]、地域固有の年中行事(詳細不明)への参加 [4]、さんさ踊りへの参加 [4]、鬼剣舞への参加 [2]、黒森神楽・例大祭への参加 [2]、遠野南部流鏝馬への参加 [1]、蘇民祭への参加 [1]、地域の祭り鑑賞 [1]、和太鼓演奏 [1]、伝統さんさの演舞 [1]、鹿踊り鑑賞 [1]、神楽鑑賞 [1]、狂言の鑑賞 [1]、年中行事の鑑賞 [1]

③ 生活文化

茶道(活動・茶会への参加も含む) [5]、書道(活動) [2]、方言詩の創作 [1]、竹細工創作 [1]、地元食材による料理 [1]、生活文化 [1]

④ 景観

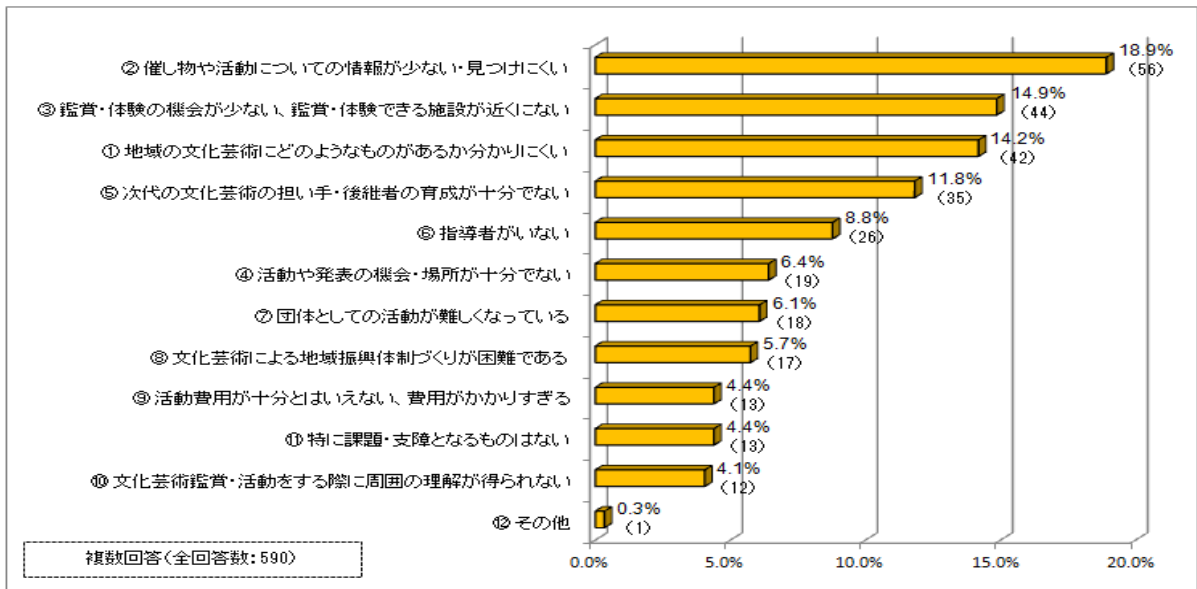
史跡・名勝・遺跡等の見学 [5]、地域総点検活動・清掃活動 [2]、伝統的建造物群保存活動 [1]

設問3

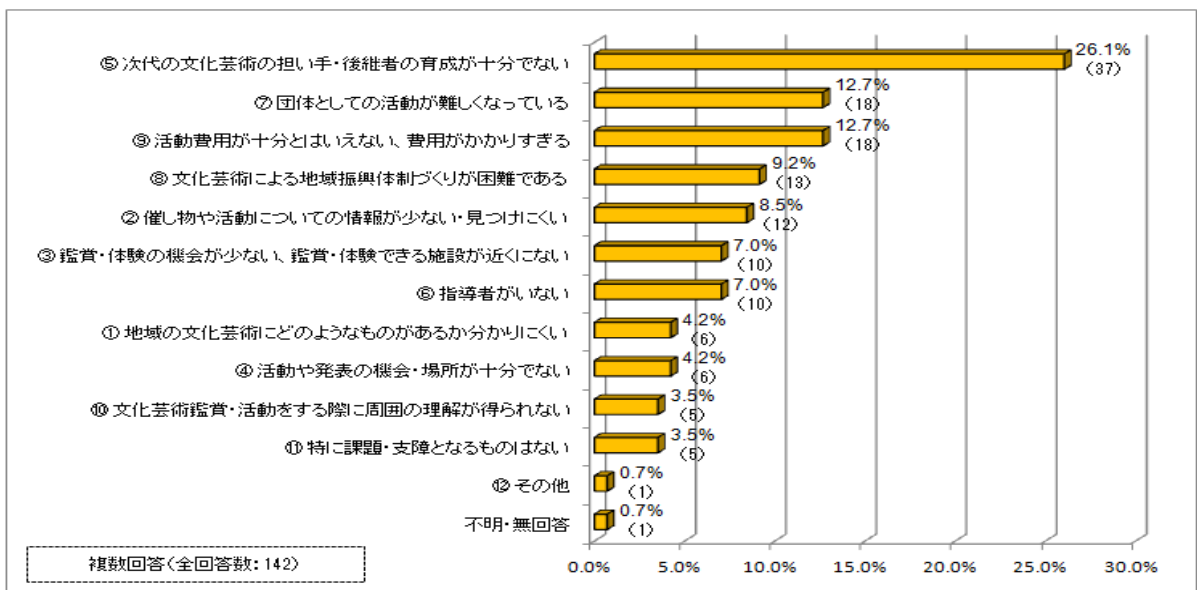
設問2で回答した文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。次の中から3つまで選んで、その番号を回答欄に記入してください。

- ① 地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい
- ② 催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい
- ③ 鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない
- ④ 活動や発表の機会・場所以が十分でない
- ⑤ 次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない
- ⑥ 指導者がいない
- ⑦ 団体としての活動が難しくなっている
- ⑧ 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である
- ⑨ 活動費用が十分とはいえない、費用がかかりすぎる
- ⑩ 文化芸術鑑賞・活動をする際に周囲の理解が得られない
- ⑪ 特に課題・支障となるものはない
- ⑫ その他 ()

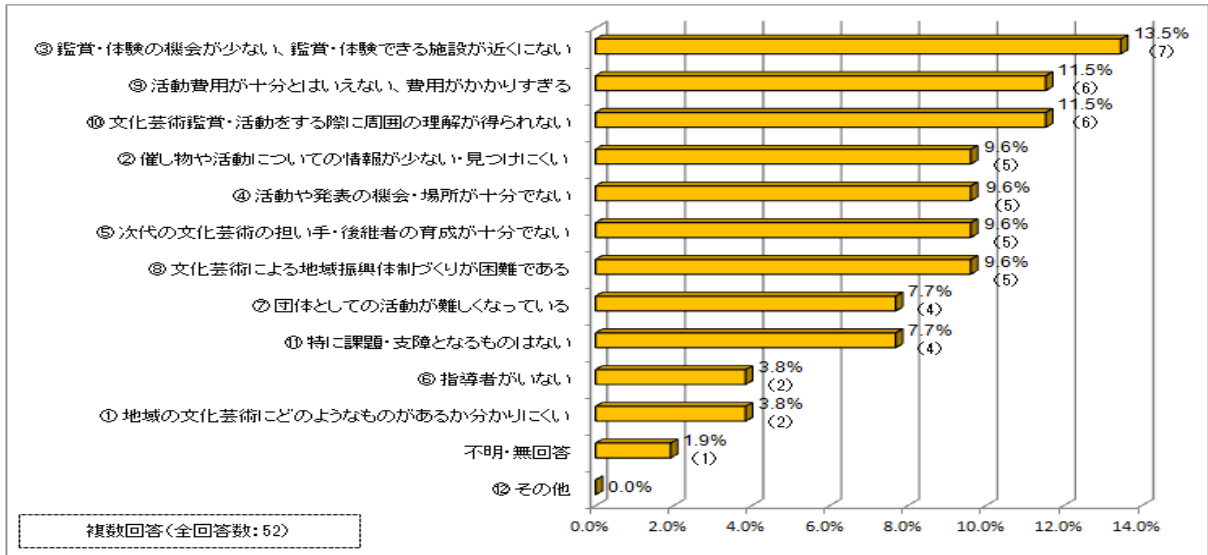
(1) 芸術・芸能



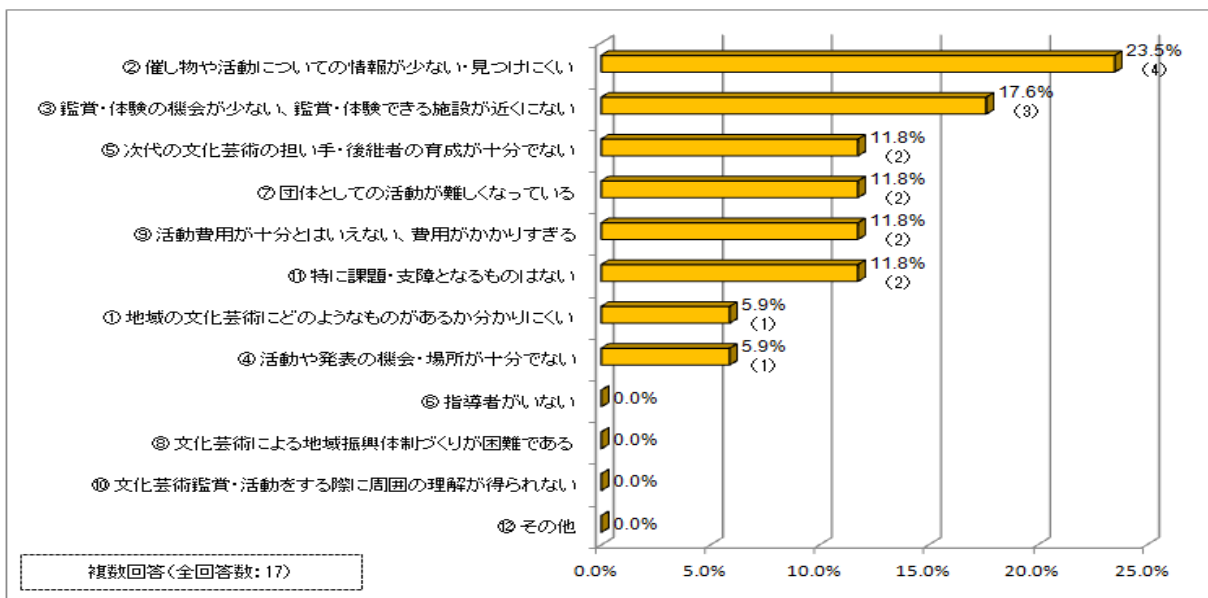
(2) 伝統文化



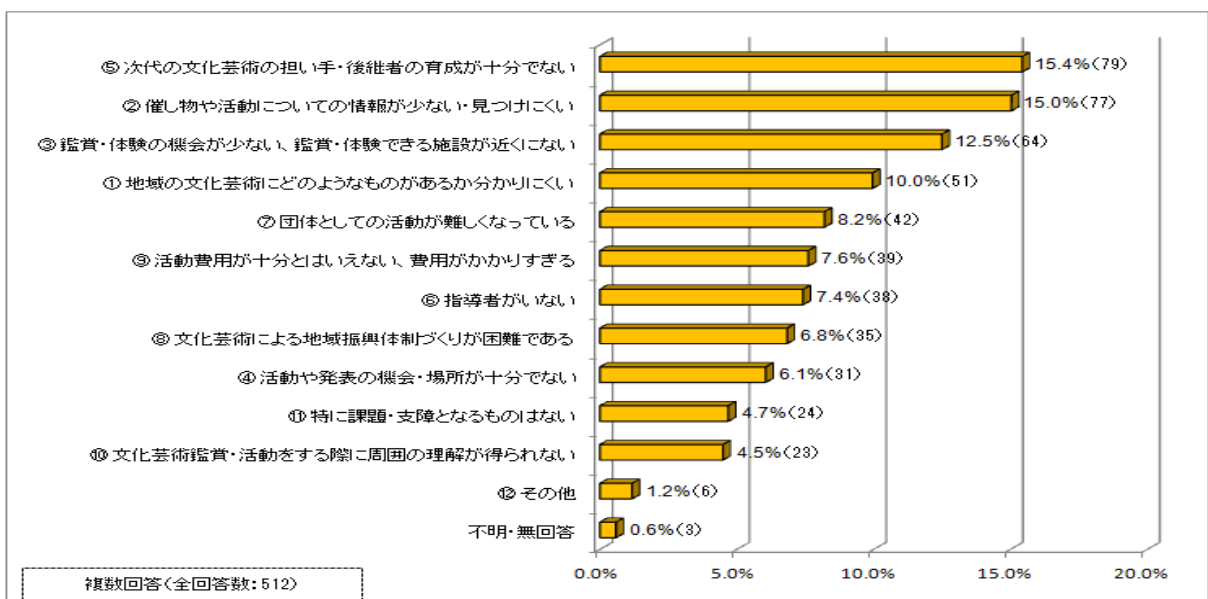
(3) 生活文化



(4) 景観



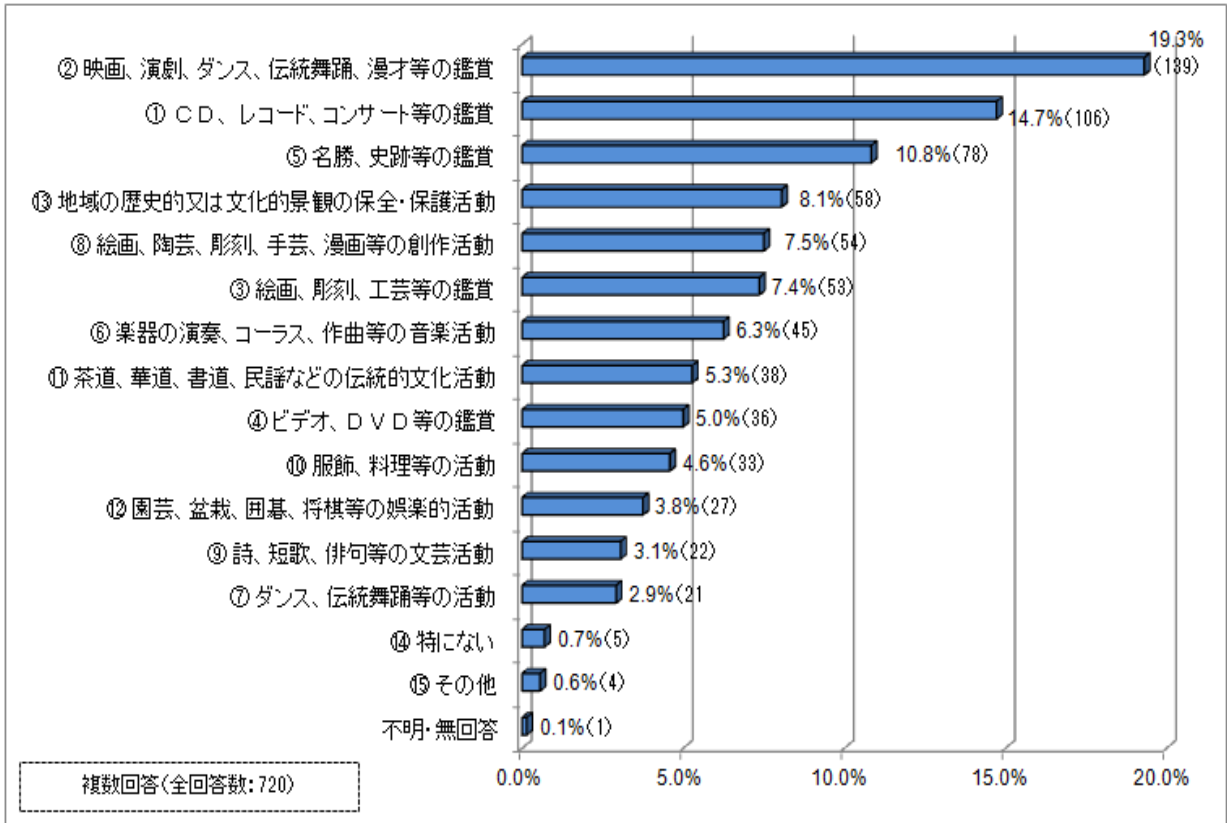
【全分野（文化芸術全般） ※上記「(1) 芸術・芸能」～「(4) 景観」の合計】



設問4

あなたが今後行ってみたい文化芸術鑑賞や文化芸術活動はどのようなものですか。次の中から3つまで選んで、その番号を回答欄に記入してください。

- ① CD、レコード、コンサート等の鑑賞
- ② 映画、演劇、ダンス、伝統舞踊、漫才等の鑑賞
- ③ 絵画、彫刻、工芸等の鑑賞
- ④ ビデオ、DVD等の鑑賞
- ⑤ 名勝、史跡等の鑑賞
- ⑥ 楽器の演奏、コーラス、作曲等の音楽活動
- ⑦ ダンス、伝統舞踊等の活動
- ⑧ 絵画、陶芸、彫刻、手芸、漫画等の創作活動
- ⑨ 詩、短歌、俳句等の文芸活動
- ⑩ 服飾、料理等の活動
- ⑪ 茶道、華道、書道、民謡などの伝統的文化活動
- ⑫ 園芸、盆栽、囲碁、将棋等の娯楽的活動
- ⑬ 地域の歴史的又は文化的景観の保全・保護活動
- ⑭ 特にない
- ⑮ その他 ()



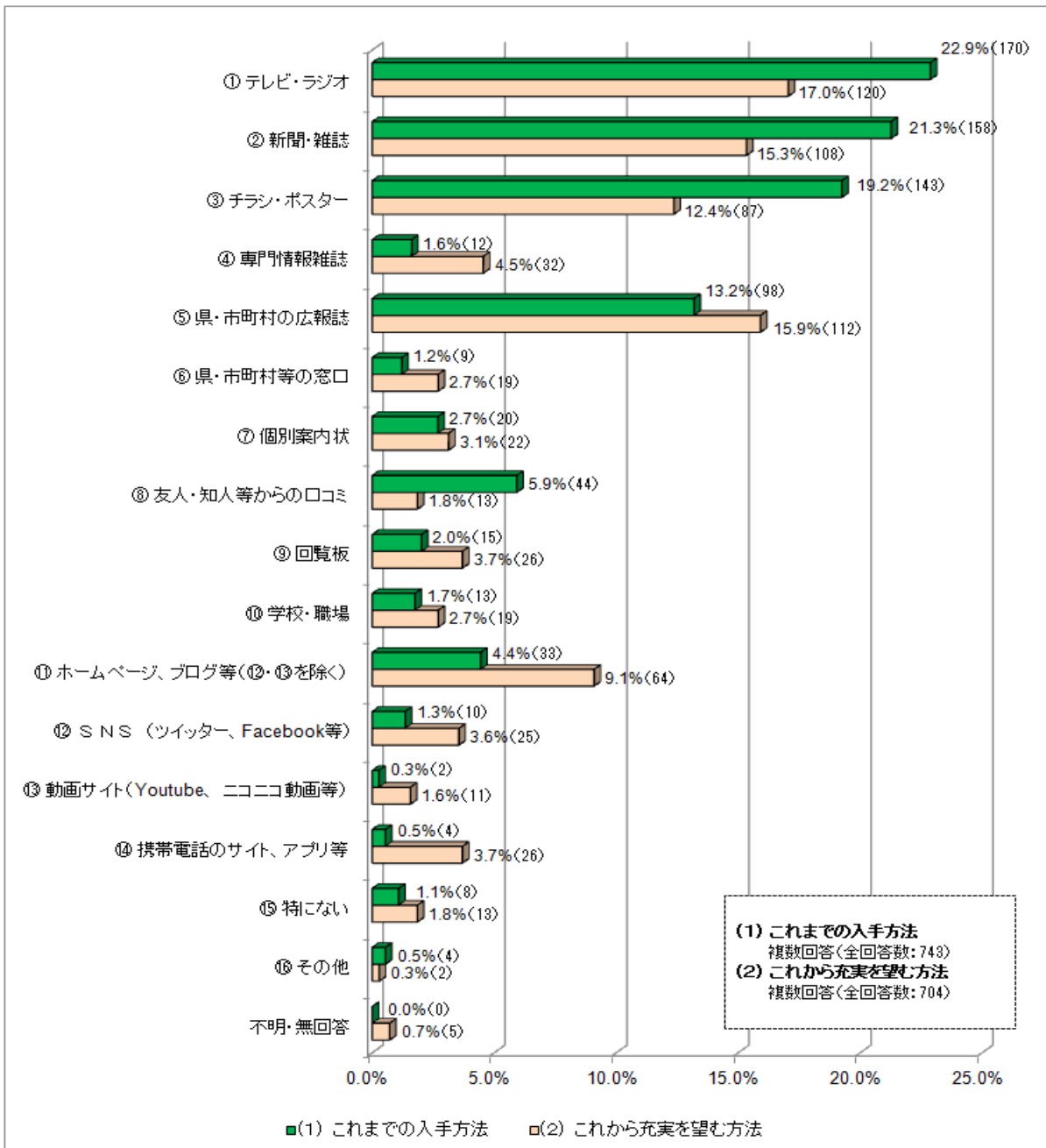
設問5

あなたは、文化芸術鑑賞（例：コンサートホール・劇場・映画館・美術館・博物館等での公演や展示、各種芸術祭の公演などの鑑賞に関するもの）に関する情報をどのようなものから入手していますか。

(1) これまでの入手方法 と (2) これから充実を望む方法 について、次の中から3つまで選んでその番号を回答欄にそれぞれ記入してください。

※ (1) これまでの入手方法 と (2) これから充実を望む方法は重複しても構いません。

- ① テレビ・ラジオ
- ② 新聞・雑誌
- ③ チラシ・ポスター
- ④ 専門情報雑誌
- ⑤ 県・市町村の広報誌
- ⑥ 県・市町村等の窓口
- ⑦ 個別案内状
- ⑧ 友人・知人等からの口コミ
- ⑨ 回覧板
- ⑩ 学校・職場
- ⑪ ホームページ、ブログ等 (⑫・⑬を除く)
- ⑫ SNS (ツイッター、Facebook等)
- ⑬ 動画サイト (Youtube、ニコニコ動画等)
- ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等
- ⑮ 特にない
- ⑯ その他 ()



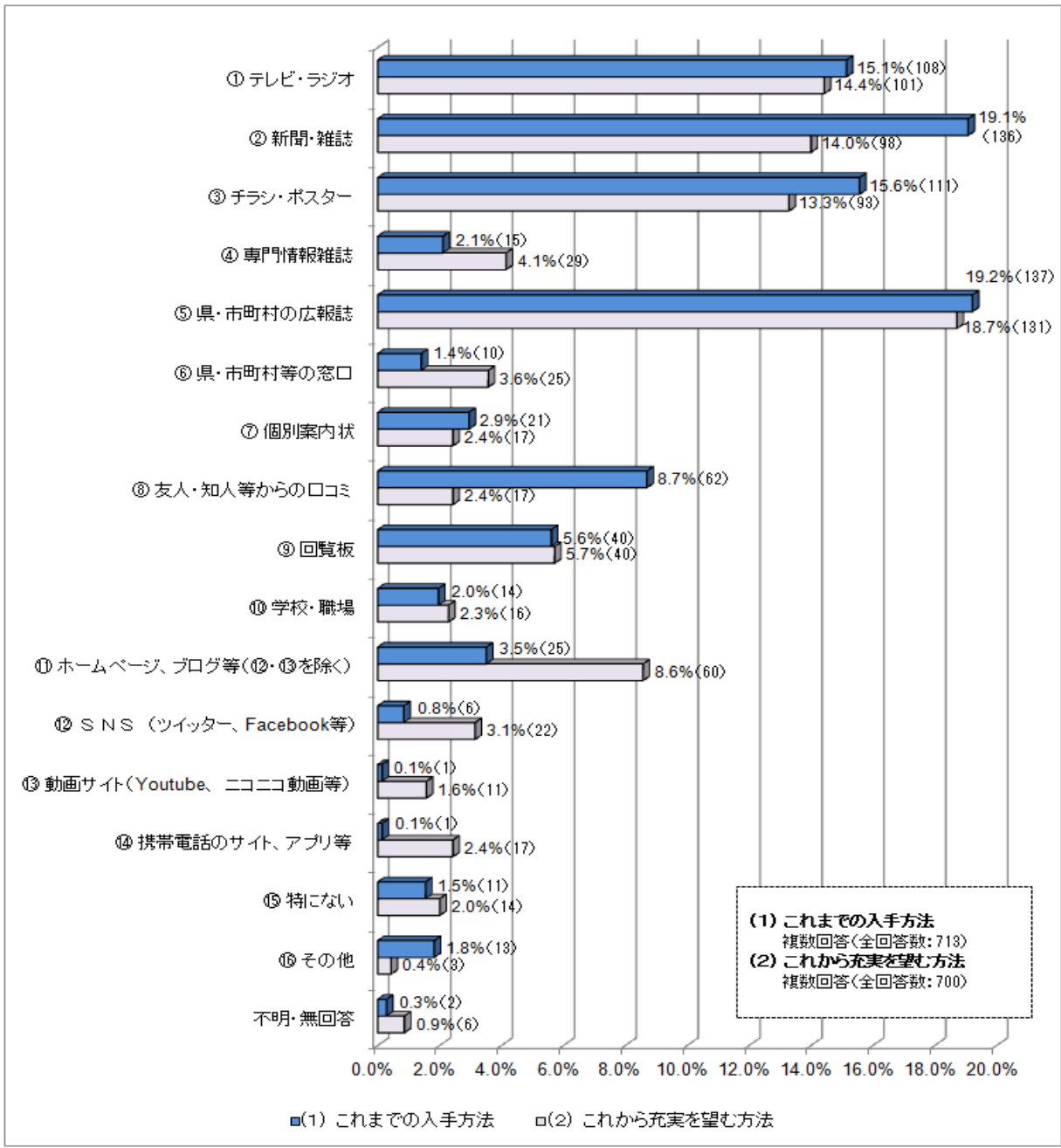
設問6

あなたは、文化芸術活動への参加（例：文化芸術に係る習い事・創作活動・サークル等への参加、地域の芸能や祭りへの参加、文化財・景観等の保護活動への参加など）に関する情報をどのようなものから入手していますか。

(1) これまでの入手方法 と (2) これから充実を望む方法 について、次の中から3つまで選んでその番号を回答欄にそれぞれ記入してください。

※ (1) これまでの入手方法 と (2) これから充実を望む方法は重複しても構いません。

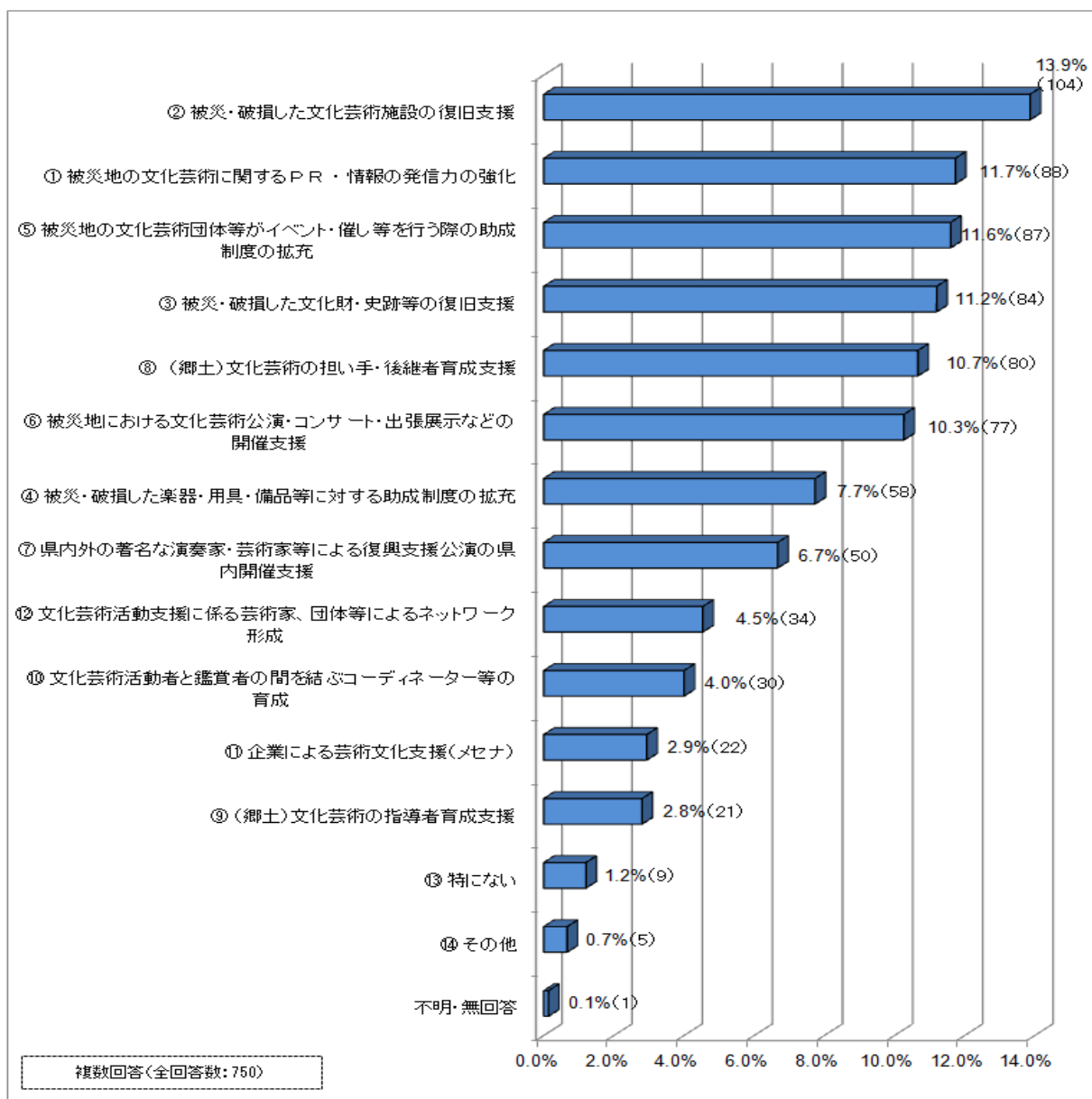
- ① テレビ・ラジオ
- ② 新聞・雑誌
- ③ チラシ・ポスター
- ④ 専門情報雑誌
- ⑤ 県・市町村の広報誌
- ⑥ 県・市町村等の窓口
- ⑦ 個別案内状
- ⑧ 友人・知人等からの口コミ
- ⑨ 回覧板
- ⑩ 学校・職場
- ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く）
- ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等）
- ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等）
- ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等
- ⑮ 特にない
- ⑯ その他（ ）



設問 7

平成 23 年 3 月の東日本大震災津波後における岩手県の文化芸術復興支援施策について、どのような取組みが必要であると思いますか。次の中から 3 つまで選んでその番号を回答欄にそれぞれ記入してください。

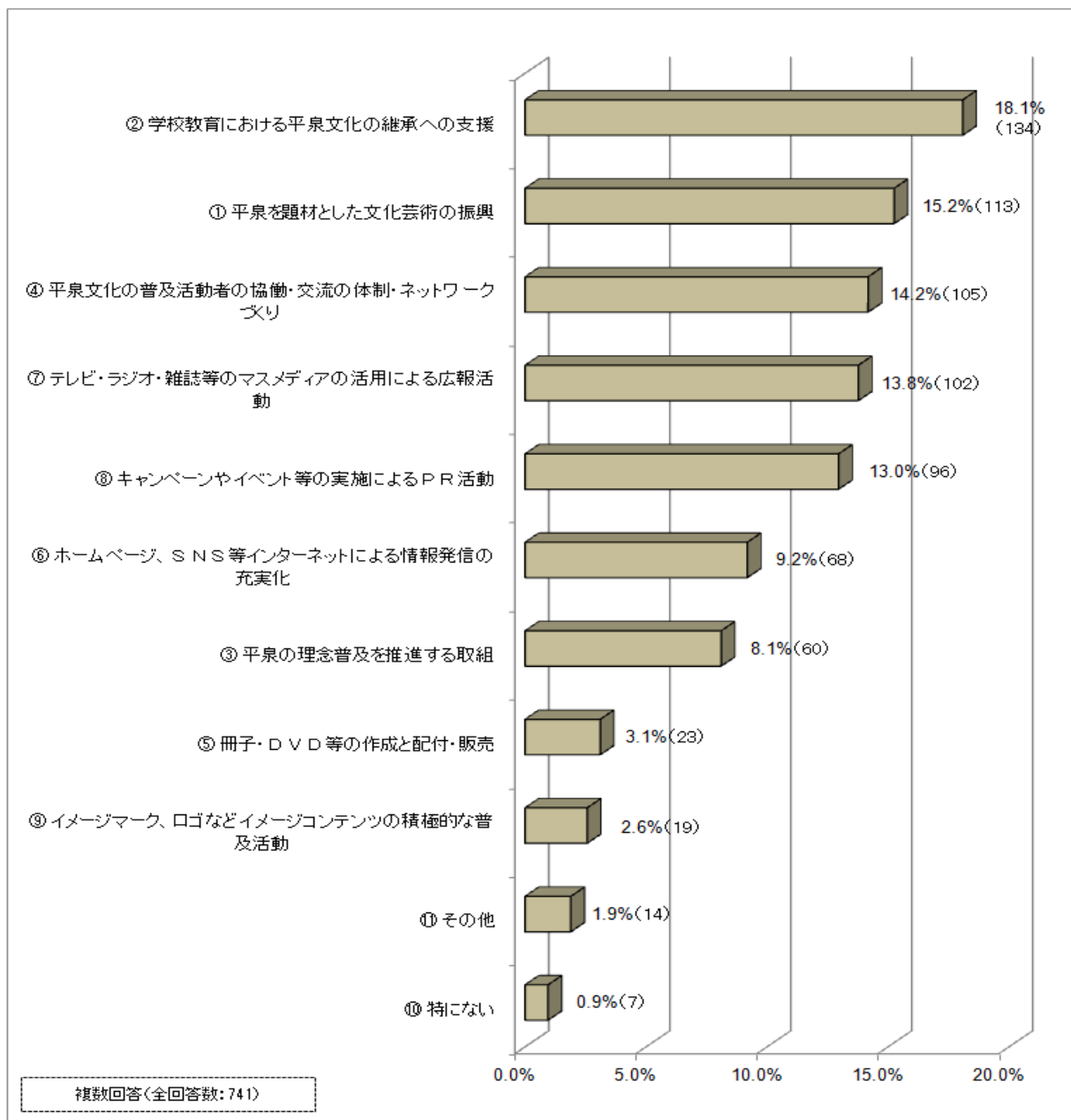
- ① 被災地の文化芸術に関する P R ・情報の発信力の強化
- ② 被災・破損した文化芸術施設の復旧支援
- ③ 被災・破損した文化財・史跡等の復旧支援
- ④ 被災・破損した楽器・用具・備品等に対する助成制度の拡充
- ⑤ 被災地の文化芸術団体・活動者がイベント・催し等を行う際の助成制度の拡充
- ⑥ 被災地における文化芸術公演・コンサート・出張展示などの開催支援
- ⑦ 県内外の著名な演奏家・芸術家等による復興支援公演の県内開催支援
- ⑧ (郷土)文化芸術の担い手・後継者育成支援
- ⑨ (郷土)文化芸術の指導者育成支援
- ⑩ 文化芸術活動者と鑑賞者の間に立つて両者を結ぶコーディネーター・中間支援組織の育成
- ⑪ 企業による芸術文化支援(メセナ)
- ⑫ 文化芸術活動支援に係る芸術家、団体、企業、行政等関係者によるネットワーク形成
- ⑬ 特にない
- ⑭ その他 ()



設問 8

平成 23 年 6 月に平泉がユネスコの世界遺産に登録されましたが、今後においてもさらに平泉の魅力や情報を発信・普及していくためにはどのような取り組みが必要であると思いますか。次の中から3つまで選んでその番号を回答欄にそれぞれ記入してください。

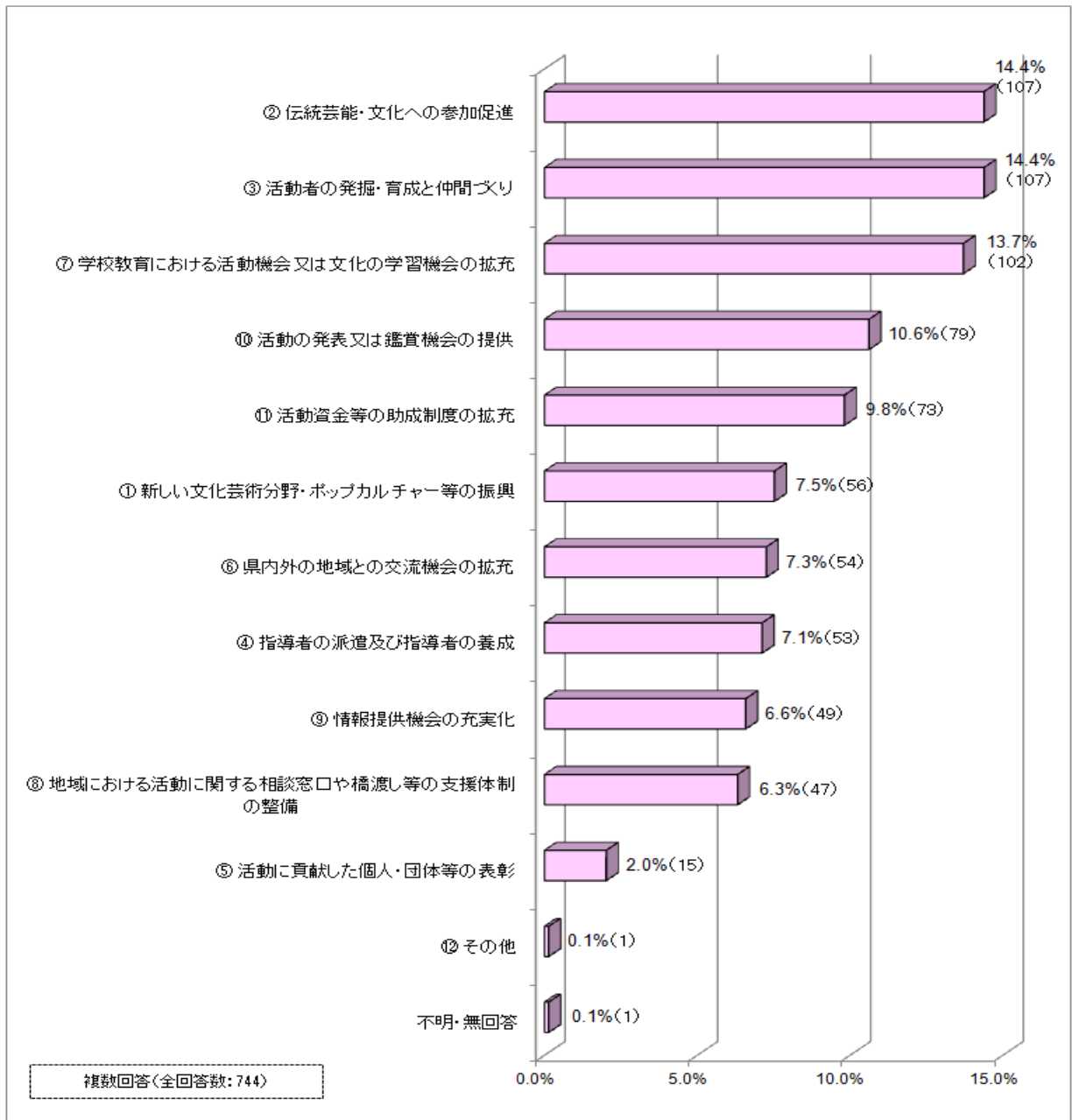
- ① 平泉を題材とした文化芸術（例：文学、音楽、絵画、写真、マンガ、キャラクター作成など）の振興
- ② 学校教育における平泉文化の継承への支援
- ③ 平泉の理念普及を推進する取組み
- ④ 平泉文化の普及活動をする人・団体等の体制づくりと協働・交流のネットワークづくり
- ⑤ 冊子・DVD等の作成と配付・販売
- ⑥ ホームページ、SNS等インターネットによる情報発信の充実化
- ⑦ テレビ・ラジオ・雑誌等のマスメディアの活用による広報活動
- ⑧ キャンペーンやイベント等の実施によるPR活動
- ⑨ イメージマーク、ロゴなどイメージコンテンツの積極的な普及活動
- ⑩ 特にない
- ⑪ その他（ ）



設問9

岩手県において様々な場面で多くの若者が活躍していますが、今後、若者がより積極的に文化芸術活動に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでその番号を回答欄にそれぞれ記入してください。

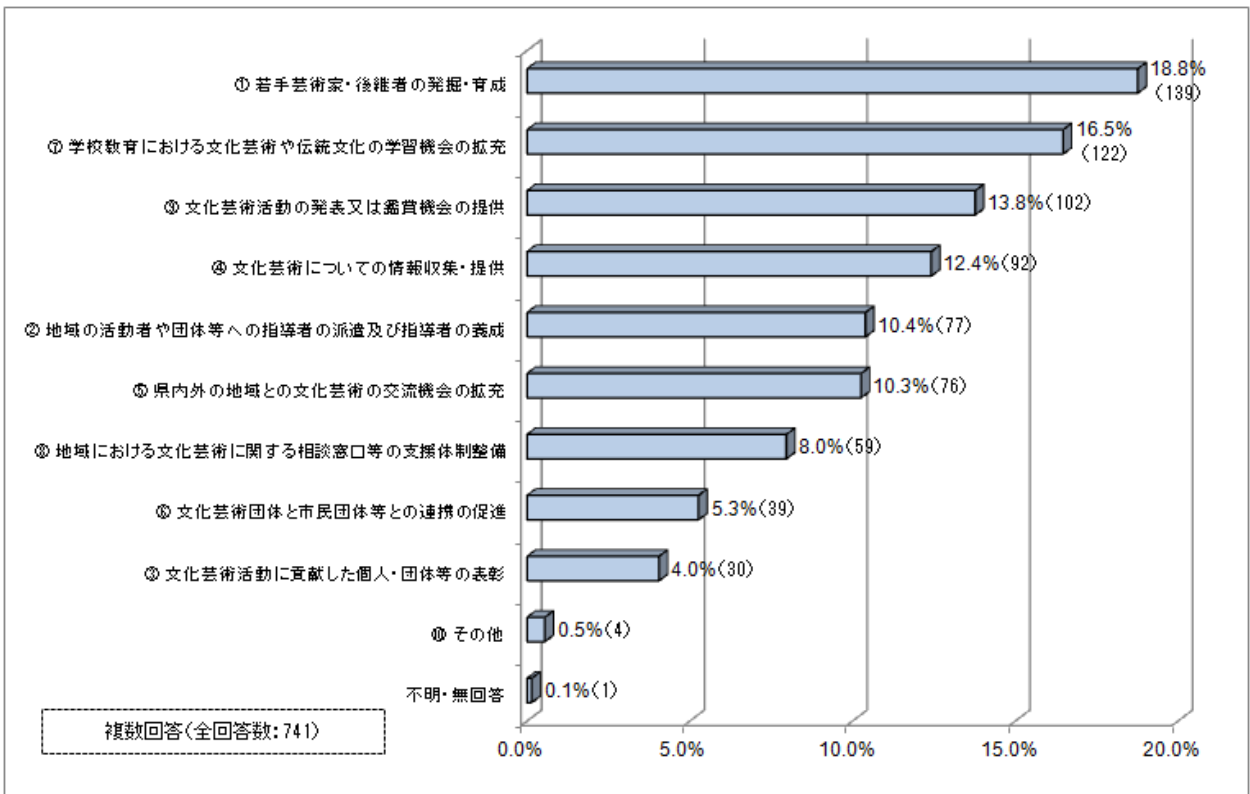
- ① 新しい文化芸術分野・ポップカルチャー等の振興
- ② 伝統芸能・文化への参加促進
- ③ 活動者の発掘・育成と仲間づくり
- ④ 指導者の派遣及び指導者の養成
- ⑤ 活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ⑥ 県内外の地域との交流機会の拡充
- ⑦ 学校教育における活動機会又は文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における活動に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 情報提供機会の充実化
- ⑩ 活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑪ 活動資金等の助成制度の拡充
- ⑫ その他 ()



設問 10

文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。次の中から3つまで選んで、その番号を回答欄に記入してください。

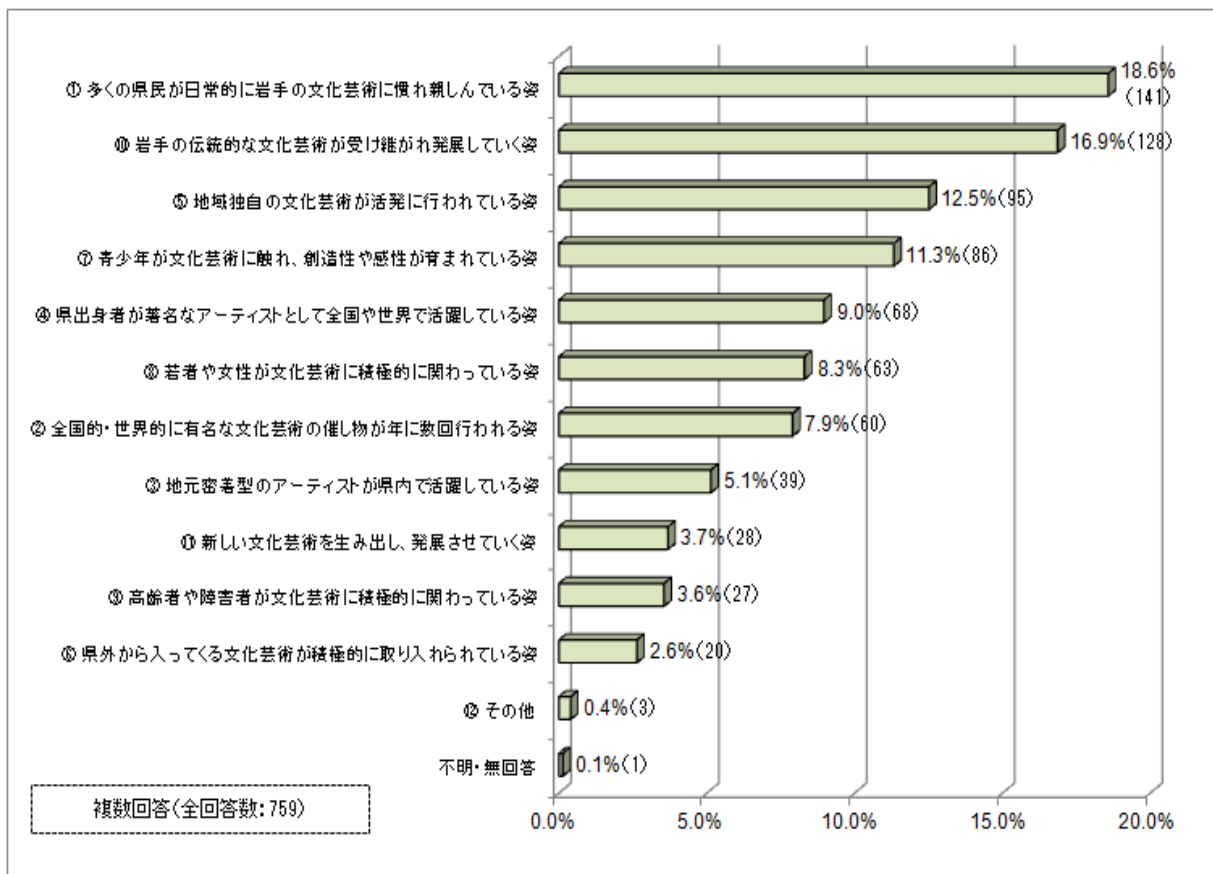
- ① 若手芸術家・後継者の発掘・育成
- ② 地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成
- ③ 文化芸術活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ④ 文化芸術についての情報収集・提供
- ⑤ 県内外の地域との文化芸術の交流機会の拡充
- ⑥ 文化芸術団体と市民団体等との連携の促進
- ⑦ 学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における文化芸術に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 文化芸術活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑩ その他 ()



設問 11

岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだとお考えですか。次の中から3つまで選んで、その番号を回答欄に記入してください。

- ① 多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿
- ② 全国的・世界的に有名な文化芸術の催し物が年に数回行われる姿
- ③ 地元密着型のアーティストが県内で活躍している姿
- ④ 県出身者が著名なアーティストとして全国や世界で活躍している姿
- ⑤ 地域独自の文化芸術が活発に行われている姿
- ⑥ 県外から入ってくる文化芸術が積極的に取り入れられている姿
- ⑦ 青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育てられている姿
- ⑧ 若者や女性が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑨ 高齢者や障害者が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑩ 岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿
- ⑪ 新しい文化芸術を生み出し、発展させていく姿
- ⑫ その他 ()



資料3 県の施策に関する県民意識調査及び企業・事業所行動調査結果の概要

1 県の施策に関する県民意識調査

この調査結果は、県調査統計課が行った県民意識調査から文化芸術振興に関する部分を抜粋したものです。

調査設計	調査地域	岩手県全域
	調査対象	県内に居住する20歳以上の男女
	調査対象数	5,000人
	抽出方法	選挙人名簿からの層化二段無作為抽出
	調査方法	設問票によるアンケート調査（郵送法）
	調査時期	平成26年1～2月
	調査主体	岩手県（政策地域部調査統計課）
回収結果	有効回答数	3,548人
	有効回収率	71.0%

設問

あなたの暮らしにとって、調査項目のような状態を実現することが、どれくらい重要と考えますか。あなたの現在の暮らしからみて、調査項目の状態についてどれくらい満足していますか。

7つの政策	番号	項目
① 産業・雇用	1	県内経済の活性化
	2	次世代を担う産業人材育成
	3	地域資源を活用した製品開発・販売
	4	魅力ある観光地づくり
	5	商店街のにぎわい
	6	中小企業の経営力の向上
	7	海外での県産品の販路拡大
② 農林水産業	8	安定した就職環境
	9	農林水産業の担い手確保
	10	ニーズにあった農林水産物の産地形成
	11	農林水産物のブランド確立
	12	活力ある農山漁村の形成
	13	環境に配慮した農林水産業の経営
③ 医療・子育て・福祉	14	適切な医療体制
	15	健康に関する相談・指導
	16	安心な子育て環境整備
	17	高齢者や障がい者に安心な地域づくり
④ 安全・安心	18	充実した地域防災
	19	犯罪への不安の少ない社会づくり
	20	交通事故の少ない社会づくり
	21	消費者トラブルへの適切な相談や支援
	22	購入する食品の安全性に不安を感じない社会
	23	移住や来訪による地域活力向上

7つの政策	番号	項目
④ 安全・安心	24	市民活動へ参加しやすい社会
	25	地域全体での青少年の健全育成
	26	個性と能力を発揮できる社会の実現
⑤ 教育・文化	27	学校と地域との協力
	28	子どもの学力向上に向けた教育
	29	人間性豊かな子どもの育成
	30	子どもの体力向上
	31	全ての子どもが学べる環境
	32	自分に適した内容や方法で学べる環境
	33	大学の地域社会貢献
	34	郷土愛の向上に向けた取組
	35	地域や学校での文化芸術活動
	36	外国人も暮らしやすい地域社会
	37	県出身スポーツ選手の活躍
⑥ 環境	38	地域での温暖化防止の取組
	39	ごみ減量やリサイクルの定着
	40	自然環境を大切に生活
⑦ 社会資本・公共交通・情報基盤	41	交通や物流の拠点に通じる道路整備
	42	災害に強く安心して暮らせる県土
	43	生活基盤整備が進んだ生活環境
	44	社会資本の維持管理
	45	公共交通機関の維持・確保
	46	通信ネットワークの活用

注 項目は設問分を要約して記載している。

【重要度が高い項目】

順位	番号	項目
1	14	適切な医療体制
2	17	高齢者や障がい者に安心な地域づくり
3	20	交通事故の少ない社会づくり
4	19	犯罪への不安の少ない社会づくり
5	42	災害に強く安心して暮らせる県土

【重要度が低い項目】

順位	番号	項目
46	7	海外での県産品の販路拡大
45	36	外国人も暮らしやすい地域社会
44	35	地域や学校での文化芸術活動
43	24	市民活動へ参加しやすい社会
42	46	通信ネットワークの活用

【満足度が高い項目】

順位	番号	項目
1	39	ごみ減量やリサイクルの定着
2	35	地域や学校での文化芸術活動
3	37	県出身スポーツ選手の活躍
4	19	犯罪への不安の少ない社会づくり
5	46	通信ネットワークの活用

【満足度が低い項目】

順位	番号	項目
46	8	安定した就職環境
45	9	農林水産業の担い手確保
44	5	商店街のにぎわい
43	2	次世代を担う産業人材育成
42	1	県内経済の活性化

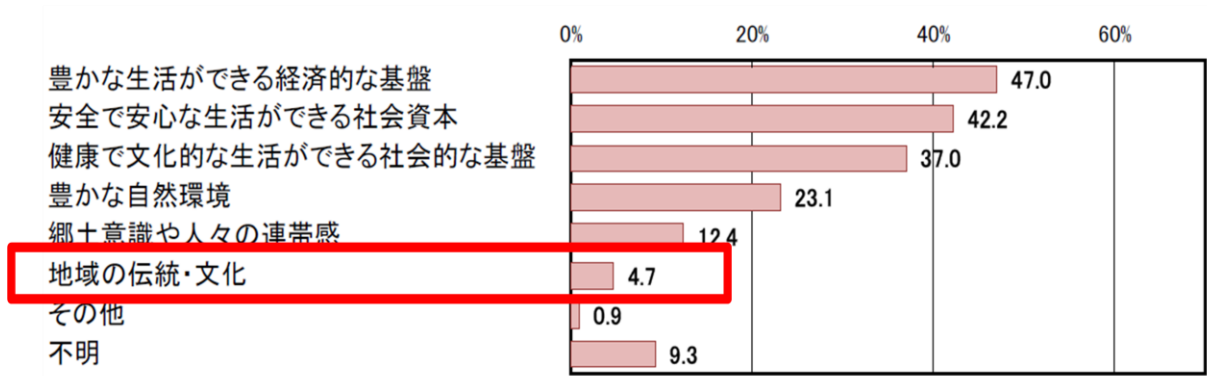
【ニーズ度が高い項目】

順位	番号	項目
1	8	安定した就職環境
2	17	高齢者や障がい者に安心な地域づくり
3	42	災害に強く安心して暮らせる県土
4	9	農林水産業の担い手確保
5	16	安心な子育て環境整備

【ニーズ度が低い項目】

順位	番号	項目
46	35	地域や学校での文化芸術活動
45	37	県出身スポーツ選手の活躍
44	46	通信ネットワークの活用
43	24	市民活動へ参加しやすい社会
42	36	外国人も暮らしやすい地域社会

設 問 あなたは次の世代に何を残したいですか。(2つまで)



2 企業・事業所行動調査

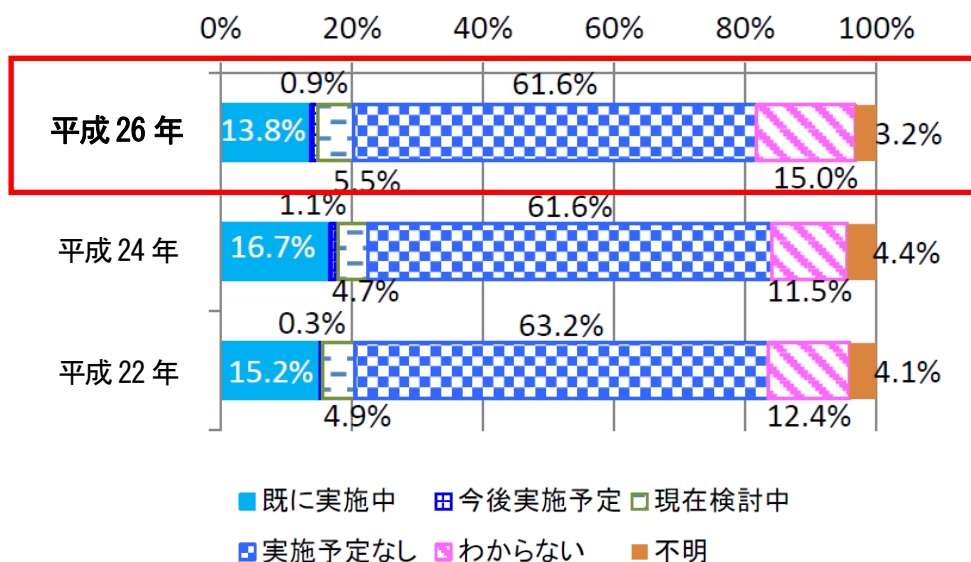
この調査結果は、県調査統計課が行った企業・事業所行動調査から文化芸術振興に関する部分を抜粋したものです。

調査設計	調査対象	県内所在の従業員規模 10 人以上の民営事業所
	調査対象事業所数	1,000 事業所 事業所母集団データベースの母集団情報（平成 24 年次フレーム）から抽出（注） ア 従業員規模 100 人以上事業所 悉皆 イ 従業員規模 10 人以上 100 人未満事業所 無作為抽出
	調査方法	設問票によるアンケート調査（郵送法）
	調査時期	平成 26 年 7～8 月
	調査主体	岩手県（政策地域部調査統計課）
回収結果	有効回収数	677 事業所
	有効回収率	67.7%

（注） 使用した母集団情報が平成 24 年のものであり、その後の事業所の変動が把握できないことから、実際の回答には 9 人以下の事業所も含まれています。

設問

従業者が行う文化芸術活動（地域の伝統芸能活動への参加も含む）への支援について、どのような取組を行っていますか



- 文化芸術活動への支援に取り組んでいる企業・事業所は 1 割強となっており、前回調査時（平成 24 年）と比べ 2.9% 減と若干減少している。
- 最も回答数が多かったのは、「実施予定なし」の 61.6%。